「令和６年度税制改正の概要」

（資産税関係）

【別添】

資産課税課情報	第５号	令和６年４月25日	国税庁課税部 資産課税課

税制改正の概要について（情報）

令和６年度税制改正（令和６年４月23日現在）の概要は別添のとおりであるので、執務の参考のため送付する。

なお、単なる条項ずれ等その改正の内容が形式的なものについては省略した。

関　係　法　令

１　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）
２　所得税法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第141号）
３　相続税法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第143号）
４　登録免許税法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第144号）
５　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第151号）
６　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第155号）
７　所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第14号）
８　相続税法施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第16号）
９　登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第18号）
10　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第24号）
11　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第27号）

別添

令和６年度税制改正の概要

目　次

第１　相続税・贈与税関係 5
〔相続税法関係〕 5
１　新たな公益信託制度に関する措置 5
２　更正の請求の特則（相法32） 6
３　調書の提出（相法59） 7
〔措置法（相続税・贈与税）関係〕 7
１　国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等（措法70） 7
２　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の２） 9
３　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（措法70の３） .. 11
４　直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の２の３） .. 11
５　個人の事業用資産についての贈与税又は相続税の納税猶予及び免除（措法70の６の８等） .. 11
６　非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の７の５等） .. 12
〔震災特例法（相続税・贈与税）関係〕 12
○　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（震法38の２） 12

第２　譲渡所得・山林所得関係 14
〔所法関係〕 14
○　新たな公益信託制度の創設に伴うみなし譲渡所得課税の見直し（所法11②、59、60、60の２、60の３、67の３） 14
〔措置法（株式等の譲渡所得等）関係〕 16
１　特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（措法29の２） 16
２　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措法37の11の３） 18
３　エンジェル税制関係（措法37の13、37の13の３、41の19） 20
４　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（措法９の８、37の14） .. 23
５　認定株式分配に係る課税の特例（措法68の２の２） 24
６　新たな公益信託制度の創設に伴う措置法（株式等の譲渡所得等）関係の改正 25
〔措置法（譲渡所得）関係〕 25
１　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措法33、33の２、33の４） 25
２　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法33の３） 27
３　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34） .. 27
４　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の２） .. 29
５　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の２、36の５） .. 29

６　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の５）　29
７　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の５の２）　32
〔震災特例法（譲渡所得）関係〕　32
１　被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例（震法11の４）　32
２　特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（旧震法12）　32
〔措置法（山林所得）関係〕　35
１　新たな公益信託制度の創設に伴う概算経費控除の見直し（措法30）　35
２　山林所得に係る森林計画特別控除（措法30の２）　35

第３　租税特別措置法第40条関係　36
１　公益信託関係の改正　36
２　公益信託関係以外の改正　45

第４　登録免許税関係　46
〔登録免許税法関係〕　46
１　非課税法人　46
２　非課税登記等　46
〔措置法（登録免許税）関係〕　46
１　特例の創設　46
２　特例の延長等　48
３　特例の廃止　52
〔震災特例法（登録免許税）関係〕　54
○　特例の延長　54

第５　その他　56
○　重加算税（通法68）　56

〈 省略用語例 〉

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。

国税通則法、（通法）	国税通則法（昭和37年法律第66号）
所得税法、（所法）	所得税法（昭和40年法律第33号）
所得税法令	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
旧所得税法	所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）
法人税法	法人税法（昭和40年法律第34号）
（旧法法）	所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）
相続税法、（相法）	相続税法（昭和25年法律第73号）
（相令）	相続税法施行令（昭和25年政令第71号）
旧相続税法、（旧相法）	所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）による改正前の相続税法（昭和25年法律第73号）
登録免許税法、（登法）	登録免許税法（昭和42年法律第35号）
（登令）	登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）
措置法、（措法）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措置法令、（措令）	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
（措規）	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
旧措置法、（旧措法）	所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
旧措置法規則	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第24号）による改正前の租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
震災特例法、（震法）	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
（震令）	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）
（震規）	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）
旧震災特例法、（旧震法）	所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
改正法、（改正法）	所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）
（改正相令）	相続税法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第143号）
（改正登令）	登録免許税法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第144号）
（改正措令）	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第151号）
（改正措規）	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第24号）

（改正震規） ……	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和６年財務省令第27号）
公益信託ニ関スル法律 ……	公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）
漁港及び漁場の整備等に関する法律、（漁港法）…	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）
（円滑化省令） ……	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第22号）
（改正円滑化省令） ……	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和６年経済産業省令第27号）
中小企業等経営強化法施行規則 ……	中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）
改正中促法規則 ……	中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（令和６年経済産業省令第28号）
契約書記載事項告示 ……	中小企業等経営強化法施行規則第十一条第二項第三号ロに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項（平成17年経済産業省告示第113号）
（延滞税通達） ……	昭和51年６月10日付徴管２－35ほか５課共同「延滞税の計算期間の特例規定の取扱いについて」

令和６年度税制改正の概要

第１　相続税・贈与税関係

〔相続税法関係〕

１　新たな公益信託制度に関する措置

⑴　改正前の課税関係

イ　旧公益信託に係る課税関係

相続税法上、公益信託ニ関スル法律第１条に規定する公益信託（以下この第１において「旧公益信託」という。）の委託者（その相続人その他の一般承継人を含む。）は、特定委託者（相続税法第９条の２第５項に規定する特定委託者をいう。）に該当するものとみなして相続税法の規定を適用することとされており、委託者が実質的に信託財産を保有しているものとして取り扱っていた（委託者課税。旧相法附則24）。

ロ　旧特定公益信託から交付される金品の贈与税の非課税

旧公益信託のうち、旧特定公益信託（旧所得税法第78条第３項に規定する特定公益信託をいう。以下このロにおいて同じ。）で学術に関する顕著な貢献を表彰するものなど財務大臣の指定するものから交付される金品で財務大臣が指定するもの又は学生などに対する学資の支給を行うことを目的とする旧特定公益信託から交付される金品の価額は、贈与税の課税価格に算入しないこととされていた（旧相法21の３①四）。

⑵　改正後の課税関係

公益信託に関する法律（令和６年４月23日現在未成立）第２条第１項第１号に規定する公益信託（以下この第１において「新公益信託」という。）については、信託財産が委託者の手から離れているものとして、次のとおり、課税関係の見直しが行われた。

イ　委託者課税の廃止

上記⑴イの委託者課税が廃止された（旧相法附則24）。

ロ　新公益信託の受託者が遺贈により取得した財産の相続税の非課税

新公益信託の受託者が遺贈により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）の価額は、相続税の課税価格に算入しないこととされた（相法12①四）。

ハ　新公益信託の受託者が贈与により取得した財産の贈与税の非課税

新公益信託の受託者が贈与により取得した財産（その信託財産として取得したものに限る。）の価額は、贈与税の課税価格に算入しないこととされた（相法21の３①四）。

ニ　新公益信託から給付された金品の贈与税の非課税

新公益信託から給付を受けた財産の価額は、その信託の目的にかかわらず贈与税の課税価格に算入しないこととされた（相法21の３①一）。

《適用時期》

１　上記⑵の改正は、公益信託に関する法律の施行の日（公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日。以下この第１において同じ。）から施行する（改正法附則１九ハ）。

２　旧公益信託（移行認可（公益信託に関する法律附則第４条第１項に規定する移行認可をい

う。以下この第１において同じ。）を受けたものを除く。）については、旧相続税法第21条の３第１項第４号及び附則第24項の規定は、なおその効力を有する（改正法附則12①）。

（参考）

○　公益信託に関する法律（令和６年４月23日現在未成立）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　公益信託　この法律の定めるところによりする受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。第四条第三項において同じ。）のない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう。

二　公益事務　学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいう。

２・３　省　略

附　則

（公益信託に関する法律の適用等に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の公益信託に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、附則第四条に定める場合を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする公益信託について適用する。

２　この法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（以下この項並びに附則第四条第三項及び第八条第二項において「旧公益信託法」という。）第一条に規定する公益信託で施行日前に旧公益信託法第二条第一項の許可（次条において「旧公益信託許可」という。）を受けてその効力が生じたもの（附則第四条第一項、第五条第一項及び第二十一条において「旧法公益信託」という。）については、施行日から起算して二年を経過する日までの間（附則第四条第一項及び第二項並びに第十七条第一項において「移行期間」という。）は、なお従前の例による。

（旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行）

第四条　旧法公益信託及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号。以下「信託法整備法」という。）第二条の規定によりなお従前の例によることとされた信託法整備法第一条の規定による改正前の信託法（大正十一年法律第六十二号。第三項及び附則第八条第二項において「旧信託法」という。）第六十六条に規定する公益信託（以下この項において「旧信託法公益信託」という。）は、移行期間内において、新法第三条に規定する行政庁（以下「行政庁」という。）の認可（以下「移行認可」という。）を受けた場合には、新法第七条第一項に規定する公益信託認可（附則第十二条において「公益信託認可」という。）を受けたものとして新法の規定による公益信託となることができる。この場合において、移行期間内に当該移行認可を受けていない旧法公益信託及び旧信託法公益信託（以下「旧公益信託」という。）は、移行期間が満了する日に終了するものとする。

２・３　省　略

○　改正法附則第12条第１項による読替後の旧相続税法第21条の３第１項第４号及び附則第24項

（贈与税の非課税財産）

第二十一条の三　次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。

一～三　省　略

四　所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項（寄附金控除に関する経過措置）に規定する特定公益信託（以下この号において「特定公益信託」という。）で学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして、若しくは顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして財務大臣の指定するものから交付される金品で財務大臣の指定するもの又は学生若しくは生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定公益信託から交付される金品

五・六　省　略

２　省　略

附　則

１～23　省　略

24　公益信託に関する法律（令和六年法律第　　号）附則第二条第二項（公益信託に関する法律の適用等に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条（公益信託）に規定する公益信託の委託者（その相続人その他の一般承継人を含む。）は、第九条の二第五項に規定する特定委託者に該当するものとみなして、この法律の規定を適用する。

２　更正の請求の特則（相法 32）

○　更正の請求の特則の対象となる事由の追加

相続税法第32条第１項の規定に基づく更正の請求の対象となる事由に、民法（明治29年法律

第89号）第778条の４の規定による相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権に基づく請求があったことにより弁済すべき額が確定したことが追加された（相令８②二）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年４月１日から施行する（改正相令附則）。

（参考）

○　民法（明治29年法律第89号）（抄）

（相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権）

第七百七十八条の四　相続の開始後、第七百七十四条の規定により否認権が行使され、第七百七十二条第四項の規定により読み替えられた同条第三項の規定により新たに被相続人がその父と定められた者が相続人として遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときは、当該相続人の遺産分割の請求は、価額のみによる支払の請求により行うものとする。

３　調書の提出（相法59）

○　調書の電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法等による提出義務の判定基準の引下げ

相続税法第59条第１項各号、第２項又は第３項に定める調書の電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった調書の枚数を30枚以上（改正前：100枚以上）に引き下げることとされた（相法59⑤）。

《適用時期》

上記の改正は、令和９年１月１日以後に提出すべき調書について適用され、同日前に提出すべき調書については、なお従前の例による（改正法附則12②）。

〔措置法（相続税・贈与税）関係〕

１　国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等（措法70）

⑴　改正前の措置

イ　旧認定特定公益信託に相続財産を贈与した場合の非課税

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該財産に属する金銭を相続税の申告書の提出期限までに、特定公益信託（旧公益信託で一定の要件を満たすものをいう。）のうち、その目的が教育又は科学の振興など公益の増進に著しく寄与するものとして一定のもの（以下この１において「旧認定特定公益信託」という。）の信託財産とするために支出した場合には、当該支出をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しないこととされていた（旧措法70③）。

ロ　上記イの非課税の取消事由

上記イにより信託財産として金銭を受け入れた旧認定特定公益信託が当該受入れの日から２年を経過した日までに、旧認定特定公益信託に該当しないこととなった場合には、上記イにかかわらず、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入することとされていた（旧措法70④）。

⑵　改正後の措置

公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、次の見直しが行われた。

イ　新公益信託に相続財産を贈与した場合の非課税

旧認定特定公益信託の制度が廃止され、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該財産の全部又は一部を相続税の申告書の提出期限までに新公益信託の信託財産とするために支出をした場合には、当該支出により当該支出をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該支出をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しないこととされた（措法70③）。

ロ　上記イの非課税の取消事由

上記イの財産を受け入れた新公益信託がその受入れの日から２年を経過した日までに終了（信託の併合による終了を除く。）をした場合又は新公益信託の受託者が当該財産を同日までに公益信託に関する法律第７条第３項第４号に規定する公益信託事務の用に供しない場合若しくは供しなくなった場合には、上記イにかかわらず、当該財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入することとされた（措法70④）。

《適用時期》

１　上記⑵の改正は、公益信託に関する法律の施行の日以後に支出をする財産に係る相続税について適用される（改正法附則１九へ、54①）。

２　旧認定特定公益信託に相続財産を贈与した場合の経過措置

旧公益信託は、公益信託に関する法律の施行の日から起算して２年を経過する日までの間（以下この２において「移行期間」という。）に移行認可を受けた場合には新公益信託となることができるとされており（公益信託に関する法律附則２②、４①前段）、移行期間内に移行認可を受けていない旧公益信託は、移行期間が満了する日に終了するものとされている（公益信託に関する法律附則４①後段）。

上記を踏まえ、本非課税措置においては、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該財産に属する金銭を旧認定特定公益信託（移行認可を受けたものを除く。）の信託財産とするために支出をした場合、旧措置法第70条第３項（上記⑴イ）及び第４項（上記⑴ロ）の規定は、なおその効力を有することとされ（改正法附則54②）、同条第３項の規定の適用を受けた金銭を受け入れた旧認定特定公益信託が移行認可を受けた場合には、当該移行認可の日以後は、当該金銭を措置法第70条第３項の規定の適用を受けた財産とみなして同条第４項の規定を適用することとされた（改正法附則54③）。

したがって、相続又は遺贈により財産を取得した者が旧認定特定公益信託の信託財産とするために当該財産に属する金銭の支出をした場合における本非課税措置の適用関係は次のとおりとなる。

イ　金銭の支出をした時の適用関係

旧認定特定公益信託（移行認可を受けたものを除く。）の信託財産とするために金銭の支出をした場合には、その支出をした日が公益信託に関する法律の施行の日以後であっても、旧措置法第70条第３項の規定の適用により非課税措置の適用を受けることができる。

ロ　非課税の取消事由の適用関係

⑴　旧認定特定公益信託が移行認可を受けていない場合

上記イの金銭の支出を受けた旧認定特定公益信託が移行認可を受けていない場合に

は、旧措置法第70条第４項の規定（上記⑴ロ）により取消事由が判定される（改正法附則54②）。

(ﾛ) 旧認定特定公益信託が移行認可を受けた場合

上記イの金銭の支出を受けた旧認定特定公益信託が移行認可を受けた場合には、当該移行認可を受けるまでは旧措置法第70条第４項の規定（上記⑴ロ）により取消事由が判定され、当該移行認可の日以後は措置法第70条第４項の規定（上記⑵ロ）により取消事由が判定される（改正法附則54②③）。

２　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の２）

⑴　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年12月31日まで３年延長された（措法70の２①）。

⑵　非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となる住宅用の家屋の要件の見直し

非課税限度額の上乗せ措置（非課税限度額：1,000万円）の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、住宅用の家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合にあっては、当該住宅用の家屋の省エネ性能が断熱等性能等級５以上かつ一次エネルギー消費量等級６以上（いわゆるＺＥＨ水準）であること（改正前：断熱等性能等級４以上又は一次エネルギー消費量等級４以上であること）とされた。

そのため、改正後の非課税限度額の上乗せ措置の対象となる住宅用の家屋は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいうこととされた（措法70の２②六イ）。

イ　新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋の場合　エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋（措法70の２②六イ⑴⑵）。

ロ　上記イ以外の住宅用の家屋の場合　エネルギーの使用の合理化に資する住宅用の家屋、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋（措法70の２②六イ⑵）。

㈱１　上記イの「エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋」とは、当該住宅用の家屋が①断熱等性能等級５以上の基準、かつ、②一次エネルギー消費量等級６以上の基準に適合するものである旨を証する一定の書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいう（措令40の４の２⑧、措規23の５の２⑤、平成24年国土交通省告示第389号、令和６年国土交通省告示第320号）。

２　上記ロの「エネルギーの使用の合理化に資する住宅用の家屋」並びに上記イ及びロの「地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋」とは、次に掲げる基準のいずれかに適合するものである旨を証する一定の書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものをいう（措令40の４の２⑨、措規23の５の２⑥、平成24年国土交通省告示第389号、令和６年国土交通省告示第320号）。

①　断熱等性能等級４以上

②　一次エネルギー消費量等級４以上

③　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）２以上

④　免震建築物

⑤　高齢者等配慮対策等級（専用部分）３以上

なお、特定受贈者が令和６年１月１日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金を充てて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、これらの住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級４以上又は一次エネルギー消費量等級４以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、これらの住宅用家屋（※）を上記イの「エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋」とみなして、措置法第70条の２の規定が適用される（改正法附則54⑤、令和６年国土交通省告示第319号附則２）。

※　当該住宅用家屋には、上記㈱１に該当する住宅用家屋は含まれないことに留意する。

①　これらの住宅用家屋が令和５年12月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認（建築確認）を受けているものであること。

②　これらの住宅用家屋が令和６年６月30日以前に建築されたものであること。

㈱　上記のなお書の適用を受けようとする者は、贈与税の申告書等に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付しなければならない（改正措規附則18、令和６年国土交通省告示第320号附則２）。

Ａ　Ｂに掲げる場合以外の場合　次に掲げる書類（住宅用家屋が令和６年６月30日以前に建築されたものである場合には、次の(B)に掲げるものを除く。）

(A)　旧措置法規則第23条の５の２第５項第１号に定める書類

(B)　当該住宅用家屋が令和５年12月31日以前に建築確認を受けたことを証する確認済証の写し又は検査済証の写し

Ｂ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年３月15日において住宅用家屋が新築に準ずる状態にある場合又は災害に基因するやむを得ない事情により同日までに住宅用家屋の新築若しくは取得ができなかった場合　当該住宅用家屋の工事が完了したとき、又は当該住宅用家屋の新築若しくは取得をしたときは遅滞なく上記Ａに定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

【参考】改正イメージ

【改正前】

住宅区分		建築	非課税限度額
省エネ住宅	断熱等性能等級４以上又は一次エネルギー消費量等級４以上	・新築等 ・既存住宅用家屋の取得 ・増改築等	1,000万円
耐震住宅	耐震等級２以上又は免震建築物		
バリアフリー住宅	高齢者等配慮対策等級３以上		
上記以外の住宅			500万円

【改正後】

住宅区分		建築	非課税限度額
省エネ住宅	断熱等性能等級５以上かつ一次エネルギー消費量等級６以上	・新築等	1,000万円
	断熱等性能等級４以上又は一次エネルギー消費量等級４以上	・新築等 令和５年までに建築確認を受けた場合又は令和６年６月30日までに建築された住宅の新築等 ・既存住宅用家屋の取得 ・増改築等	
耐震住宅	耐震等級２以上又は免震建築物	・新築等 ・既存住宅用家屋の取得 ・増改築等	
バリアフリー住宅	高齢者等配慮対策等級３以上		
上記以外の住宅			500万円

《適用時期》

１　上記の改正は、令和６年４月１日から施行する（改正法附則１本文、令和６年国土交通省告示第319号附則１、第320号附則１）。

２　上記の改正は、特定受贈者が令和６年１月１日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金に係る贈与税について適用され、特定受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による（改正法附則54④）。

３　次に掲げる者が、令和６年１月１日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金については、改正法による改正後の措置法第70条の２の規定は、原則として、適用されない（改正法附則54⑥、措法70の２⑬）。

①　所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する特定受贈者

②　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する特定受贈者

③　所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する特定受贈者

④　所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する特定受贈者

⑤　旧措置法第70条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する特定受贈者

３　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例（措法70の３）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年12月31日まで３年延長された（措法70の３①）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年４月１日から施行する（改正法附則１本文）。

４　直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の２の３）

○　結婚・子育て資金の範囲の見直し

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、適用対象となる結婚・子育て資金の範囲に、同法の子育て世帯訪問支援事業及び親子関係形成支援事業に係る施設に支払うものが追加された（措規23の５の４②二）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年４月１日から施行する（改正措規附則１本文）。

５　個人の事業用資産についての贈与税又は相続税の納税猶予及び免除（措法70の６の８等）

○　個人事業承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限が令和８年３月31日まで２年延長された（円滑化省令17④、18⑨）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年４月１日から施行する（改正円滑化省令附則１）。

６　非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予及び免除の特例（措法70の７の５等）

○　特例承継計画の提出期限の延長

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が令和８年３月31日まで２年延長された（円滑化省令17②、18⑤）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年４月１日から施行する（改正円滑化省令附則１）。

〔震災特例法（相続税・贈与税）関係〕

○　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（震法38の２）

⑴　適用対象者の範囲の見直し

適用対象者を警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する家屋をその居住の用に供していた者又はその居住の用に供しようとしていた者に限定することとされた（震法38の２②一ニ）。

⑵　非課税限度額の上乗せ措置の対象となる住宅用の家屋の要件の見直し

非課税限度額の上乗せ措置（非課税限度額：1,500万円）の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の２）と同様の見直しがされた（震法38の２②六イ、震令29の２⑧⑨、震規14の２⑥⑦、改正法附則62②、改正震規附則３、平成24年国土交通省告示第392号、令和６年国土交通省告示第323号、令和６年国土交通省告示第322号附則２、令和６年国土交通省告示第323号附則２。上記〔措置法（相続税・贈与税）関係〕の２⑵参照）。

【参考】改正イメージ

【改正前】

住宅区分		増築	非課税限度額
省エネ住宅	断熱等性能等級４以上 又は 一次エネルギー消費量等級４以上	・新築等 ・既存住宅用家屋の取得 ・増改築等	1,500万円
耐震住宅	耐震等級２以上 又は 免震建築物		
バリアフリー住宅	高齢者等配慮対策等級３以上		
上記以外の住宅			1,000万円

【改正後】

住宅区分		増築	非課税限度額
省エネ住宅	断熱等性能等級５以上かつ 一次エネルギー消費量等級５以上	・新築等	1,500万円
	断熱等性能等級４以上 又は 一次エネルギー消費量等級４以上	・新築等 （令和５年までに建築確認を受けた住宅又は令和６年３月31日までに請負契約された住宅の場合） ・既存住宅用家屋の取得 ・増改築等	
耐震住宅	耐震等級２以上 又は 免震建築物	・新築等 ・既存住宅用家屋の取得 ・増改築等	
バリアフリー住宅	高齢者等配慮対策等級３以上		
上記以外の住宅			1,000万円

《適用時期》

1　上記の改正は、令和６年４月１日から施行する（改正法附則１本文、令和６年国土交通省告示第322号附則１、第323号附則１）。

2　上記の改正は、被災受贈者が令和６年１月１日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金に係る贈与税について適用され、旧震災特例法第38条の２第２項第１号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による（改正法附則62①）。

3　次に掲げる者が、令和６年１月１日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金については、改正法による改正後の震災特例法第38条の２の規定は、適用されない（改正法附則62③）。

①　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第９条の規定による改正前の震災特例法第38条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する被災受贈者

②　所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第13条の規定による改正前の震災特例法第38条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する被災受贈者

③　所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第18条の規定による改正前の震災特例法第38条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する被災受贈者

④　旧震災特例法第38条の２第１項の規定の適用を受けた同条第２項第１号に規定する被災受贈者

第２　譲渡所得・山林所得関係

〔所法関係〕

○　新たな公益信託制度の創設に伴うみなし譲渡所得課税の見直し（所法 11②、59、60、60 の２、60 の３、67 の３）

⑴　改正前の課税関係

所得税法における法人課税信託は、「法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託」と規定されており（所法２①八の三）、その範囲を法人税法と同じくしていた。法人税法においては、公益信託ニ関スル法律第１条に規定する公益信託（以下この⑴において「旧公益信託」という。）は法人課税信託である受益者等が存しない信託に該当しないものとされていた（旧法法附則 19 の３②）ことから、所得税法においても、旧公益信託は法人課税信託である受益者等が存しない信託に該当しないものとされ、信託財産から生じる所得については、非課税とされていた。

したがって、個人が土地や株式などの譲渡所得の基因となる資産を旧公益信託の信託財産として信託しても、所得税法第６条の３第７号（注１）が適用されて譲渡所得が課税されることはなかった（注２）。

（注）１　法人課税信託（受益者等が存しない信託に限る。）の委託者がその有する資産の信託をした場合には、当該法人課税信託に係る受託法人に対する贈与により当該資産の移転があったものとみなす規定。

２　実務上は、寄附金控除などの税制優遇の対象となるために、「（認定）特定公益信託」の要件を満たした公益信託が組成されることが多いが、当該要件により信託財産が金銭に限定されていたため、譲渡所得課税が問題となるケースはほとんどない。

⑵　改正後の課税関係

公益信託に関する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）第２条第１項第１号に規定する公益信託（以下この第２において「公益信託」という。）については、公益法人制度と同一の行政庁によって一元的な認可や監督が行われ、財産を拠出した段階で委託者の手を離れる（信託終了時に委託者に財産が帰属しない）ことが担保される制度設計となることとされている。そのため、その課税関係については、委託者が財産を拠出した段階で、委託者から受託者に資産の移転があったことを前提に構築されることとなり、当該拠出された財産（信託財産）から生じる所得については、旧公益信託と同様に、所得税を課さないこととされた。

したがって、改正前の課税関係と同様に財産拠出時に課税を繰り延べると信託前に生じていたキャピタルゲインの清算機会が失われることから、当該移転については、みなし譲渡所得課税の対象となることとされ、次の措置が講じられた。

イ　公益信託の信託財産につき生ずる所得（貸付信託の受益権の収益の分配に係るものについては一定の計算をした金額に相当する部分に限る。）について、所得税を課さないこととされた（所法 11②）。

ロ　公益信託の委託者（居住者に限る。以下この⑵において同じ。）がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において、当該公益信託の委託者から当該公益信託の受託者に対して贈与（当該公益信託が信託法（平成 18 年法律第 108 号）第３条第２号《信

託の方法》に掲げる方法によってされた場合には、遺贈）により当該資産の移転が行われたものとして、当該公益信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとされた（所法 67 の３⑧）(注)。

ハ　所得税法第 59 条第１項第１号のみなし譲渡所得の対象に、公益信託の受託者である個人に対する贈与（その信託財産とするためのものに限る。）及び公益信託の受託者である個人に対する遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）が追加された（所法 59①一）(注)。

(注)　委託者として公益信託に財産を拠出する場面では上記ロ及びハが適用され、委託者ではなく第三者として公益信託の受託者に対して信託財産とするために財産を贈与・遺贈する場面では上記ハが適用される。

なお、受託者が法人である場合には所得税法第 59 条第１項第１号の法人に対する贈与・遺贈が適用される。

ニ　公益信託の受託者に対する贈与（その信託財産とするためのものに限る。）及び公益信託の受託者に対する遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）について、所得税法第 60 条第１項第１号に規定する、前所有者の取得費や所有期間を引き継ぐこととなる譲渡所得の基因となる資産等の取得事由から除かれ、同条第４項に規定する、取得費を前所有者がみなし譲渡課税された時の時価であるものとして所得計算を行うこととなる資産の取得事由に追加された（所法 60①一、④）。

ホ　所得税法第 60 条の２第６項第２号及び第３号に規定する国外転出時課税に係る課税取消しの対象となる事由である贈与又は遺贈の範囲から、それぞれ公益信託の受託者に対する贈与（その信託財産とするためのものに限る。）又は公益信託の受託者に対する遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）が除かれた（所法 60 の２⑥二、三）。

ヘ　所得税法第 60 条の３第６項第２号及び第３号に規定する国外転出時課税（贈与・相続）に係る課税取消しの対象となる事由である贈与又は遺贈の範囲から、それぞれ公益信託の受託者に対する贈与（その信託財産とするためのものに限る。）又は公益信託の受託者に対する遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）が除かれた（所法 60 の３⑥二、三）。

なお、後述（第３の１(2)）のとおり、上記ロ及びハの贈与・遺贈については措置法第 40 条の対象とする改正が併せて行われている。

《適用時期》

上記の改正は、公益信託に関する法律の施行の日（公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日）から適用される（改正法附則１九イ）。

（参考）

○　公益信託に関する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　公益信託　この法律の定めるところによりする受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。第四条第三項において同じ。）のない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう。

二　省　略

（公益信託認可の基準）

第八条　行政庁は、公益信託認可の申請に係る公益信託が次に掲げる基準（その信託行為において信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産（いずれも内閣府令で定める要件に該当するものに限る。）に限られる旨及び当該信託財産（その信託財産に帰せられる収益を含む。）について内閣府令で定める方法によってのみ支出する旨を定める公益信託（第十六条第一項において「特定資産公益信託」という。）にあっては、第八号から第十号までに掲げる基準を除く。第三十条第二項第一号において

同じ。）に適合すると認めるときは、公益信託認可をするものとする。
一～十二　省　略
十三　当該公益信託の目的とする公益事務（以下この号において「対象公益事務」という。）と類似の公益事務をその目的とする他の公益信託の受託者若しくは対象公益事務と類似の公益目的事業をその目的とする公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体を帰属権利者とする旨を信託行為に定めているものであること。
イ　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
ロ　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
ハ　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人
ニ　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
ホ　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
ヘ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
ト　その他イからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

（残余財産の帰属）
第二十七条　公益信託の信託行為における第四条第二項第三号の定めにより残余財産の帰属が定まらないときは、信託法第百八十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、残余財産は、国庫（都道府県知事が行政庁である場合にあっては、当該都道府県）に帰属する。

○　信託法（抄）
（信託の方法）
第三条　信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。
一　特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（以下「信託契約」という。）を締結する方法
二　特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法
三　特定の者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）で当該目的、当該財産の特定に必要な事項その他の法務省令で定める事項を記載し又は記録したものによってする方法

〔措置法（株式等の譲渡所得等）関係〕

1　特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（措法 29 の２）

「特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等」（いわゆるストックオプション税制）について、次の措置が講じられた。

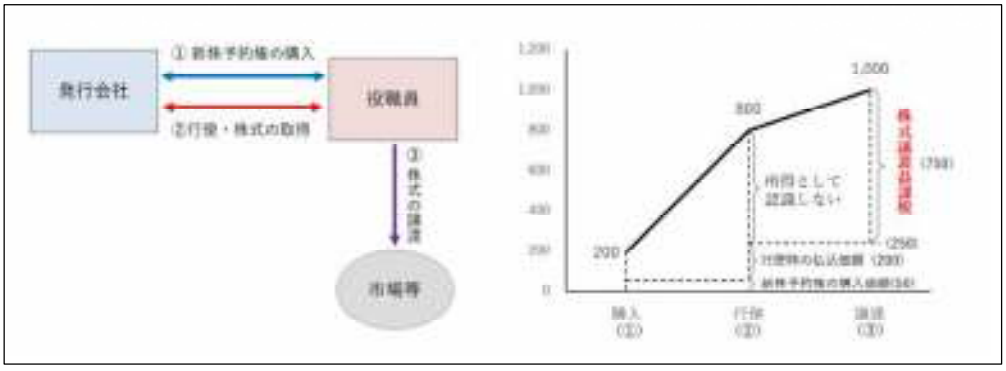
⑴　措置法第 29 条の２第１項に規定する特定新株予約権（いわゆるストックオプション税制の対象となる新株予約権）を一定の契約に従って行使することにより株式を取得した場合には、その株式の取得に係る経済的利益には所得税を課さないこととされているところ、当該特定新株予約権の行使の際の権利行使価額の年間の合計額（上限額）が最大 3,600 万円（改正前：1,200 万円）まで引き上げられた。具体的には、次に掲げる特定新株予約権の行使に係る権利行使価額については、それぞれ次の金額により権利行使価額の年間の合計額の判定を行うこととされ、当該合計額が 1,200 万円を超えることとなる場合には、当該 1,200 万円を超えることとなる特定新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益については、本特例の対象外となる（措法 29 の２①、措規 11 の３①）。

イ　付与決議の日においてその設立の日以後の期間が５年未満の株式会社が付与する特定新

株予約権　その権利行使価額を２で除して計算した金額

ロ　付与決議の日において、その設立の日以後の期間が５年以上 20 年未満である株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社又は金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社のうち上場等の日以後の期間が５年未満であるものが付与する特定新株予約権　その権利行使価額を３で除して計算した金額

【参考】ストックオプション税制のイメージ（令和５年７月７日付課税総括課情報第 10 号ほか「ストックオプションに対する課税（Ｑ＆Ａ）（情報）」の別添９ページから抜粋）



⑵　特定新株予約権の要件（一定の契約に定められるべき要件）の１つとして、新株予約権の行使に係る株式会社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結された取決めに従い、金融商品取引業者等において、当該新株予約権の行使により取得した株式の保管の委託等がされること（いわゆる保管委託要件）が定められているところ、「新株予約権を与えられた者と当該新株予約権の行使に係る株式会社との間で締結される一定の要件を満たす当該行使により交付をされる株式（譲渡制限株式に限る。）の管理等に関する契約に従って、当該株式会社により当該株式の管理等がされること」との要件を満たす場合には、保管委託要件を満たさなくてもよいこととされた（措法 29 の２①六、措令 19 の３⑥～⑩、措規 11 の３③④）。

⑶　本特例の適用を受けて取得した株式（措置法第 29 条の２第４項後段に規定する承継特定株式を含む。）については、一定の事由によりその全部又は一部の返還又は移転があった場合、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額で譲渡があったものとみなされるところ、当該一定の事由に、上記⑵の「株式（譲渡制限株式に限る。）の管理等に関する契約」の解約又は終了（一定のものを除く。）が加えられた（措法 29 の２④一）。

《適用時期》

１　上記⑴及び⑵の改正は、令和６年分以後の所得税について適用し、令和５年分以前の所得税については、なお従前の例による（改正法附則 31①）。

２　上記⑵の改正に関し、令和６年４月１日前に締結された旧措置法第 29 条の２第１項に規定する契約（以下この２において「旧契約」という。）で同条第１項各号に掲げる要件が定められているもの（令和６年４月１日から令和６年 12 月 31 日までの間に行われた当該旧契約の変更により、次に掲げる場合に該当することとなった場合には、それぞれ次に掲げる旧契約を含む。）は、措置法第 29 条の２第１項各号に掲げる要件が定められている同項の契約とみなして、同条の規定を適用する（改正法附則 31②）。

⑴　旧契約に定められていた旧措置法第 29 条の２第１項第２号に掲げる要件に代えて措置法第 29 条の２第１項第２号に掲げる要件が定められた場合（⑶に掲げる場合を除く。）　当該要件及び旧措置法第 29 条の２第１項各号に掲げる要件（同項第２号に掲げるものを

除く。）が定められている当該旧契約

⑵　旧契約に定められていた旧措置法第29条の２第１項第６号に掲げる要件に代えて措置法第29条の２第１項第６号（ロに係る部分に限る。）に掲げる要件が定められた場合（⑶に掲げる場合を除く。）　当該要件及び旧措置法第29条の２第１項各号に掲げる要件（同項第６号に掲げるものを除く。）が定められている当該旧契約

⑶　旧契約に定められていた旧措置法第29条の２第１項第２号及び第６号に掲げる要件に代えて措置法第29条の２第１項第２号及び第６号（ロに係る部分に限る。）に掲げる要件が定められた場合　当該要件及び旧措置法第29条の２第１項各号に掲げる要件（同項第２号及び第６号に掲げるものを除く。）が定められている当該旧契約

３　上記⑶の改正は、令和６年４月１日以後に措置法第29条の２第４項第１号に規定する解約又は終了により同項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の返還がある場合について適用し、同日前に旧措置法第29条の２第４項第１号に規定する解約又は終了により同項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が有する同項に規定する特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の返還があった場合については、なお従前の例による（改正法附則31④）。

２　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例（措法37の11の３）

「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例」について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等が追加された。

⑴　非課税口座内上場株式等（ＮＩＳＡ口座内の上場株式等）について与えられた新株予約権等で次に掲げる行使又は取得事由の発生に際して金銭の払込みをして取得した上場株式等で、当該上場株式等の全てを、当該特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法により受け入れるもの（措令25の10の２⑭二十九）。

イ　特定口座を開設する金融商品取引業者等に開設されている非課税口座に設けられた非課税管理勘定（いわゆる一般ＮＩＳＡ）又は特定非課税管理勘定（いわゆる成長投資枠）に係る非課税口座内上場株式等（以下この⑴において「特定非課税口座内上場株式等」という。）である新株予約権付社債に付された新株予約権の行使

ロ　特定非課税口座内上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利（株主等として与えられた場合（当該特定非課税口座内上場株式等を発行した法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると認められる場合を除く。）に限る。）の行使

ハ　特定非課税口座内上場株式等について与えられた新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第２条第17項に規定する新投資口予約権を含み、所得税法令第84条第３項の規定の適用があるものを除く。）の行使

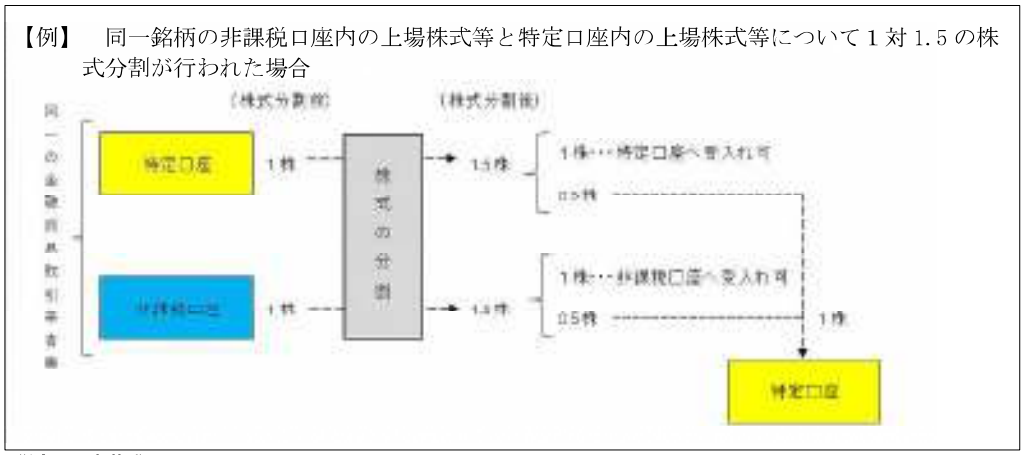
ニ　特定非課税口座内上場株式等について与えられた所得税法第57条の４第３項第５号に規定する取得条項付新株予約権に係る同号に定める取得事由の発生又は行使

⑵　同一の金融商品取引業者等に開設する非課税口座及び特定口座に係る同一銘柄の上場株式等について生じた株式の分割等の事由（措置法令第25条の13第12項第１号から第10号までに規定する事由）により取得する上場株式等（当該非課税口座又は特定口座に受け入れることができるものを除く。）で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は保管の委託をする方法により行うもの(注)（措令25の10の２⑭三

十)。

(注)　この改正により、非課税口座及び特定口座で保有する同一銘柄の上場株式等について生じた株式の分割等の事由により取得する上場株式等について、それぞれ１株に満たない端数が生じ、合算すると１株になる場合における当該１株になる上場株式等を特定口座に受け入れることが可能となった。

【参考】株式の分割等により取得する上場株式等のイメージ



《適用時期》

１　上記⑴の改正は、令和６年４月１日以後に措置法令第 25 条の 10 の２第 14 項第 29 号に規定する行使等により同号の特定口座に受け入れる上場株式等について適用する（改正措令附則６①)。

２　上記⑵の改正は、令和６年４月１日以後に措置法令第 25 条の 10 の２第 14 項第 30 号に規定する事由により同号の特定口座に受け入れる上場株式等について適用する（改正措令附則６②)。

（参考）

○　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）（抄）

（定義）

第二条　省　略

２～16　省　略

17　この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対して行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。

18～25　省　略

○　所得税法（抄）

（株式交換等に係る譲渡所得等の特例）

第五十七条の四　省　略

２　省　略

３　省　略

一～四　省　略

五　取得条項付新株予約権（新株予約権について、これを発行した法人が一定の事由（以下この号において「取得事由」という。）が発生したことを条件としてこれを取得することができる旨の定めがある場合の当該新株予約権をいい、当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額で交付された当該新株予約権その他の政令で定めるものを除く。）　当該取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として当該取得をされる新株予約権者に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合の当該取得事由の発生

六　省　略

４　省　略

○　所得税法施行令（抄）

（譲渡制限付株式の価額等）

第八十四条　省　略

２　省　略

３　発行法人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付されているものを与えられた場合（株主等として与えられた場合（当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）を除く。）における当該権利に係る法第三十六条第二項の価額は、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日（第三号に掲げる権利にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日（払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日））における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

一　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議に基づき発行された同項に規定する新株予約権　当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

二　会社法第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。）に基づき発行された新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件若しくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る。）　当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

三　株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合における当該株式を取得する権利（前二号に掲げるものを除く。）　当該権利の行使に係る当該権利の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

３　エンジェル税制関係（措法 37 の 13、37 の 13 の３、41 の 19）

⑴　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法 37 の 13）

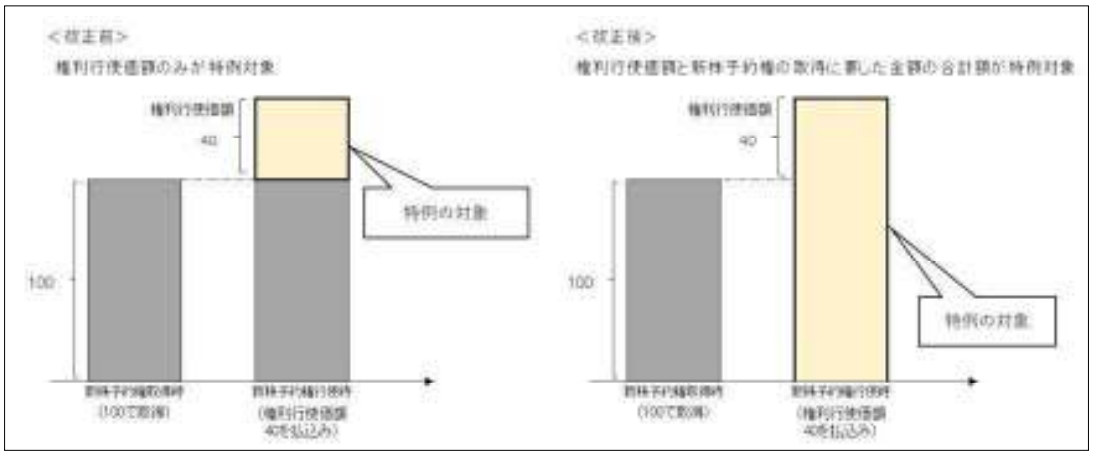
「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」について、次の措置が講じられた。

イ　本特例の適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式の取得に要した金額の範囲に、当該特定株式が当該株式会社等により発行された一定の新株予約権の行使により取得をしたものである場合における当該新株予約権の取得に要した金額を加えることとされた。具体的には、次に掲げる新株予約権の行使により取得（措置法第 29 条の２第１項本文の規定の適用を受けるものを除く。）をしたそれぞれ次に掲げる特定株式については、当該新株予約権の取得に要した金額を含めて、本特例の適用対象となる金額を算定することとなる（措法 37 の 13①、措令 25 の 12④）。

(ｲ)　措置法第 37 条の 13 第１項第１号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社に対する払込み（新株予約権の発行に際してするものに限る。）により取得をした新株予約権　当該特定中小会社により発行される特定株式

(ﾛ)　措置法第 37 条の 13 第１項第２号に掲げる株式会社に該当する特定中小会社に対する払込み（新株予約権の発行に際してするものに限る。）により取得をした新株予約権（同号イに規定する投資事業有限責任組合に係る同号イに規定する投資事業有限責任組合契約に従って取得をしたものに限る。）　当該特定中小会社により発行される同号イに掲げる特定株式

【参考】改正のイメージ



ロ　本特例の適用対象に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式（措置法第 37 条の 13 第１項第１号及び同項第２号イに該当するものに限る。）を一定の信託を通じて取得をした場合を加えることとされた（措法 37 の 13①一、二イ、中小企業等経営強化法施行規則 11④、契約書記載事項告示１③、２七）。

ハ　措置法令第 25 条の 12 第７項に規定する控除対象特定株式（本特例の適用を受けた株式）に係る同一銘柄株式１株当たりの取得価額（特例適用年の翌年以後における取得価額）について、次のとおり計算することとされた（措令 25 の 12⑦、措規 18 の 15⑨）。

【算式】

その適用年に本特例の適用を受けた控除対象特定株式に係る同一銘柄株式１株当たりのその適用年の 12 月 31 日における取得価額 ― 「本特例の適用を受けた金額として一定の金額」（注） ／ その適用年の 12 月 31 日において有する当該控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の数

(注)　「本特例の適用を受けた金額として一定の金額」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。

１　その適用年において本特例の適用を受けた控除対象特定株式（以下「適用控除対象特定株式」という。）以外の適用控除対象特定株式がない場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

⑴　その年中に取得をした控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき本特例の適用を受けた場合（⑵に該当する場合を除く。）　その年に本特例の適用を受けた金額

⑵　その年中に取得をした控除対象特定株式及び措置法令第 25 条の 12 第８項に規定する特例控除対象特定株式（いわゆるプレシード・シード特例の適用を受けた特定株式）の取得に要した金額の合計額につき本特例の適用を受けた場合　次の算式により計算した金額

【算式】

その適用年に本特例の適用を受けた金額 × 本特例の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額 ／ 本特例の適用を受けた当該控除対象特定株式の取得に要した金額 ＋ 本特例の適用を受けた当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額

２　その適用年において適用控除対象特定株式以外の適用控除対象特定株式（他の適用控

除対象特定株式）がある場合　次の算式により計算した金額

【算式】

$$\text{その適用年に本特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{本特例の適用を受けた当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額}}{\text{本特例の適用を受けた当該適用控除対象特定株式の取得に要した金額} + \text{本特例の適用を受けた当該他の適用控除対象特定株式の取得に要した金額}}$$

⑵　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（措法 37 の 13 の３）

「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」について、上記⑴ロと同様に、本特例の適用対象に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式（措置法第 37 条の 13 第１項第１号及び同項第２号イに該当するものに限る。）を一定の信託を通じて取得をした場合を加えることとされた（措法 37 の 13 の３、中小企業等経営強化法施行規則 11④、契約書記載事項告示１③、２七）。

⑶　特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法 41 の 19）

「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」について、次の措置が講じられた。

イ　本特例の適用対象となる①国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限及び②地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が、それぞれ令和８年３月 31 日まで２年延長された（措法 41 の 19①四、五）。

ロ　上記⑴イと同様に、本特例の適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定新規株式の取得に要した金額の範囲に、当該特定新規株式が当該株式会社等により発行された一定の新株予約権の行使により取得をしたものである場合における当該新株予約権の取得に要した金額を加えることとされた（措法 41 の 19①、措令 26 の 28 の３③）。

ハ　上記⑴ロと同様に、本特例の適用対象に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される措置法第 37 条の 13 第１項第２号ロに掲げる株式を除く特定新規株式を一定の信託を通じて取得をした場合を加えることとされた（措法 41 の 19①一、二、中小企業等経営強化法施行規則 11④、契約書記載事項告示１③、２七）。

《適用時期》

１　上記⑴イの改正は、個人が令和６年４月１日以後に措置法令第 25 条の 12 第４項第１号に規定する払込みにより取得をする同項各号に掲げる新株予約権の行使により措置法第 37 条の 13 第１項に規定する取得をする当該各号に定める特定株式について適用する（改正措令附則７①）。

２　上記⑴ロ、⑵及び上記⑶ハの改正は、令和６年４月１日以後に特定新規中小企業者（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第６条に規定する特定新規中小企業者をいう。以下この２において同じ。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合について適用し、同日前に特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合については、なお従前の例による（改正中促法規則附則３①）。

３　上記⑴ハの改正は、個人が令和６年４月１日以後に措置法第 37 条の 13 第１項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする特定株式について適用し、個人が同日前に旧措置法第 37 条の 13 第１項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定す

る特定株式については、なお従前の例による（改正措令附則７②）。

４　上記⑶イの改正は、令和６年４月１日以後に適用される（改正法附則１本文）。

５　上記⑶ロの改正は、個人が令和６年４月１日以後に措置法令第 26 条の 28 の３第３項第１号に規定する払込みにより取得をする同項各号に掲げる新株予約権の行使により措置法第 41 条の 19 第１項に規定する取得をする当該各号に定める特定新規株式について適用する（改正措令附則 10①）。

（参考）

○　中小企業等経営強化法施行規則（抄）

（特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認）

第十一条　省　略

２～３

４　第一項の個人が同項の特定新規中小企業者により発行される株式を、当該個人が受益者となった信託（指定金銭信託であって、合同運用信託（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する合同運用信託をいう。）以外のものに限る。以下同じ。）の財産として取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、第二項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　当該信託に係る信託契約書の写し

二　当該信託の財産として取得した当該株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三　前二号に掲げるもののほか、参考となる書類

５～７　省　略

４　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（措法９の８、37 の 14）

「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税」（いわゆるＮＩＳＡ）について、次の措置が講じられた。

⑴　非課税口座内の上場株式等について与えられた上記２⑴に掲げる新株予約権等の行使又は取得事由の発生に際して金銭の払込み（当該金銭の払込みが当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所を経由して行われるものに限る。）をして取得した上場株式等については、金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した場合（通常の買付け）と同様に、年間投資上限額（240 万円）や非課税保有限度額（1,800 万円・1,200 万円）等の要件を満たす場合に限り、特定非課税管理勘定（いわゆる成長投資枠）に受け入れることができることとされた（措法 37 の 14⑤六ハ、措令 25 の 13㉚）。

他方、当該上場株式等については、年間投資上限額や非課税保有限度額の要件等にかかわらず非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等（分割等の事由により取得する上場株式等）の範囲から除外された（措法 37 の 14⑤二ハ、六ニ、措令 25 の 13⑫十、㉜）。

⑵　金融商品取引所等の営業所の長は、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の交付に代えて、電磁的方法による当該勘定廃止通知書又は当該非課税口座廃止通知書に記載すべき事項の提供ができることとされた（措法 37 の 14⑮⑱）。

⑶　非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出又は非課税口座開設届出書への添付に代えて、電磁的方法による当該勘定廃止通知書又は当該非課税口座廃止通知書に記載すべき事項の提出等ができることとされた（措法 37 の 14⑩⑪⑲）。

⑷　非課税口座内の上場株式等に係る配当等については、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が、国内における当該配当等の支払の取扱者（当該配当等の受領の媒介、取次ぎ又は一定の代理をする者で、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）

第２条第４項に規定する口座管理機関に該当するものに限る。）である場合に限り非課税の対象とされているところ、当該金融商品取引業者等の要件について、国外において発行された株式の配当等に係る支払の取扱者でその者に開設されている非課税口座において当該株式のみを管理していること等の要件を満たす場合には、当該口座管理機関に該当することとの要件が不要とされた（措法９の８、措令５の２の２、措規５の５の２）。

《適用時期》

１　上記⑴前段の改正は、令和６年４月１日以後に取得をする措置法第 37 条の 14 第１項第１号に規定する上場株式等について適用し、同日前に取得をした当該上場株式等については、なお従前の例による（改正法附則 33①）。

２　上記⑴後段の改正は、令和６年４月１日以後に措置法令第 25 条の 13 第 12 項第 10 号（同条第 32 項において準用する場合を含む。以下この２において同じ。）に規定する行使又は取得事由の発生により取得する同号に掲げる上場株式等について適用し、同日前に旧措置法令第 25 条の 13 第 12 項第 10 号（同条第 32 項において準用する場合を含む。以下この２において同じ。）に規定する行使又は取得事由の発生により取得する同号に掲げる上場株式等については、なお従前の例による（改正措令附則８）。

３　上記⑵の改正は、令和６年４月１日以後に措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する提出を受ける同項に規定する金融商品取引業者等変更届出書又は同条第 16 項に規定する提出を受ける同項に規定する非課税口座廃止届出書について適用し、同日前に当該提出を受けた当該金融商品取引業者等変更届出書又は当該提出を受けた当該非課税口座廃止届出書については、なお従前の例による（改正法附則 33③④）。

４　上記⑶の改正は、令和６年４月１日以後に措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する提出をする同号に規定する非課税口座開設届出書又は同条第５項第７号に規定する特定累積投資勘定又は同項第８号に規定する特定非課税管理勘定を設けようとする場合について適用し、同日前に当該提出をした当該非課税口座開設届出書又は旧措置法第 37 条の 14 第５項第７号に規定する特定累積投資勘定又は当該特定非課税管理勘定を設けようとする場合については、なお従前の例による（改正法附則 33②⑤）。

５　上記⑷の改正は、令和６年４月１日以後に支払を受けるべき措置法第９条の８に規定する非課税口座内上場株式等の同条に規定する配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき同条に規定する非課税口座内上場株式等の同条に規定する配当等については、なお従前の例による（改正規則附則５）。

（参考）

○　社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）（抄）

（定義）

第二条　省　略

２～３　省　略

４　この法律において「口座管理機関」とは、第四十四条第一項の規定による口座の開設を行った者及び同条第二項に規定する場合における振替機関をいう。

５～11　省　略

５　認定株式分配に係る課税の特例（措法 68 の２の２）

令和４年度税制改正において創設された「認定株式分配に係る課税の特例」（いわゆるパーシャルスピンオフに係る税制優遇措置）について、その適用期限（産業競争力強化法（平成 25 年

法律第98号）第23条第１項の認定に係る期限）が令和10年３月31日まで４年延長された（措法68の２の２①）。

なお、措置法第68条の２の２第１項に規定する認定株式分配については、所得税法第24条第１項及び第25条第１項並びに措置法第37条の10第３項の株式分配に該当するとともに、当該認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数（出資にあっては、金額）の当該完全子法人の発行済株式数の総数又は総額のうちに占める割合が100分の20未満となることなど一定の要件に該当するものについては、所得税法第25条第１項第３号の適格株式分配に該当することとなる。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年４月１日以後に適用される（改正法附則１本文）。

（参考）

○　産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（抄）

（事業再編計画の認定）

第二十三条　事業者は、その実施しようとする事業再編（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２～６　省　略

６　新たな公益信託制度の創設に伴う措置法（株式等の譲渡所得等）関係の改正

新たな公益信託制度の創設(注)に伴い、次の措置が講じられた。

(注)　新たな公益信託制度については、上記**〔所法関係〕**の⑵参照。

⑴　いわゆるストックオプション税制について、措置法第29条の２第４項の規定によるみなし譲渡課税が行われる事由である同項第２号に掲げる贈与又は遺贈の範囲から、それぞれ公益信託の受託者に対する贈与（その信託財産とするためのものに限る。）又は公益信託の受託者に対する遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）が除かれた（措法29の２④二）。

また、同項かっこ書きの規定による上記「みなし譲渡課税」が行われない遺贈の範囲から公益信託の受託者に対する遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）が除かれた（措法29の２④）。

⑵　特定口座に受け入れることができる上場株式等である一定の贈与又は遺贈により取得した上場株式等について、当該贈与又は遺贈の範囲から、それぞれ公益信託の受託者に対する贈与（その信託財産とするためのものに限る。）又は公益信託の受託者に対する遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）が除かれた（措法37の11の３③二ハ、措令25の10の２⑭三、四）。

《適用時期》

上記の改正は、公益信託に関する法律の施行の日から適用される（改正法附則１九ヘ）。

〔措置法（譲渡所得）関係〕

１　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措法33、33の２、33の４）

⑴　適用対象の拡充

令和５年に漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）が改正され、法律名が「漁港及び漁

場の整備等に関する法律」に改められるとともに、漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業を実施するために、当該水面の占用をして必要な施設を設置し運営する権利である、漁港水面施設運営権が創設された（漁港法４の３）。漁港水面施設運営権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することとされている（漁港法 53）ことから、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用対象に追加された。具体的には、次のとおりである。

イ　国若しくは地方公共団体が行い、若しくは土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第３条に規定する事業の施行者がその事業の用に供するために行う公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）の規定に基づく公有水面の埋立て又は当該施行者が行う当該事業の施行に伴う漁港水面施設運営権の消滅（価値の減少を含む。）により、補償金又は対価を取得する場合が追加された（措法 33①七、33 の２①一、33 の４①）。

ロ　国又は地方公共団体が、漁港及び漁場の整備等に関する法律第 59 条第２項（第２号に係る部分に限る。）に基づき行う処分等により補償金を取得する場合が追加された（措法 33①八、33 の４①、措令 22①）。

なお、漁港水面施設運営権について収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例又は交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合は、当該処分をした漁港管理者の証明書を確定申告書に添付することとされた（措法 33⑥、33 の２③、措規 14⑤九ハ）。

⑵　添付書類の改正

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 42 条第１項の規定により買収される資産について収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例又は交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合は、厚生労働大臣の証明書を確定申告書に添付する必要があったが、同項に規定する許可について厚生労働大臣から国土交通大臣に所掌が変わったことから、国土交通大臣の証明書に改正された（措規 14⑤九ホ）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年４月１日から適用される（改正法附則１本文）。

（参考）

○　漁港及び漁場の整備等に関する法律（抄）

（漁港水面施設運営権の意義）

第四条の三　この法律で「漁港水面施設運営権」とは、第四十八条の規定による設定を受けて、漁港の区域内の一定の水域における水面固有の資源を利用する漁港施設等活用事業（遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験活動若しくは学習の機会の提供を行う事業に限る。）を実施するために、当該水面の占用をして必要な施設を設置し、運営する権利をいう。

（性質）

第五十三条　漁港水面施設運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、土地に関する規定を準用する。

（漁港水面施設運営権の取消し等）

第五十九条　漁港管理者は、第四十五条第二項の規定により漁港水面施設運営権の設定を受けて行われる漁港施設等活用事業に係る実施計画の認定を取り消したときは、当該漁港水面施設運営権を取り消さなければならない。

２　漁港管理者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、漁港水面施設運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

一　漁港水面施設運営権者が次のいずれかに該当するとき。

イ　偽りその他不正の方法により漁港水面施設運営権者となつたとき。

ロ　第五十一条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二　漁港の区域内の水域を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

３　漁港管理者は、前二項の規定により、抵当権の設定が登録されている漁港水面施設運営権を取り消すときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

○　水道法（抄）

（地方公共団体による買収）

第四十二条　地方公共団体は、地方公共団体以外の者がその区域内に給水区域を設けて水道事業を経営している場合において、当該水道事業者が第三十六条第一項の規定による施設の改善の指示に従わないとき、又は公益の必要上当該給水区域をその区域に含む市町村から給水区域を拡張すべき旨の要求があつたにもかかわらずこれに応じないとき、その他その区域内において自ら水道事業を経営することが公益の増進のために適正かつ合理的であると認めるときは、国土交通大臣の認可を受けて、当該水道事業者から当該水道の水道施設及びこれに付随する土地、建物その他の物件並びに水道事業を経営するために必要な権利を買収することができる。

２～７　省　略

２　換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法 33 の３）

新たな公益信託制度の創設(注)に伴い、措置法第33条の３第２項の適用を受けた場合において、権利変換又は買取り若しくは収用により譲渡した資産についてのみなし譲渡所得課税の対象に、公益信託の受託者である個人に対する遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）があったとき及び公益信託の受託者である個人に対する贈与（その信託財産とするためのものに限る。）があったときが追加された（措法33の３③）。

(注)　新たな公益信託制度については、上記〔**所法関係**〕の⑵参照。

《適用時期》

上記の改正は、公益信託に関する法律の施行の日から適用される（改正法附則１九へ）。

３　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法 34）

⑴　適用対象となる「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」の範囲の拡充

イ　適用対象に、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第１号）第 13 条第１項に規定する対象土地が同条第４項の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、次の要件を満たす場合に限る。）が加えられた（措法 34②三の二、措令 22 の７②一、二）。

(イ)　定款において、当該都市緑化支援機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該都市緑化支援機構と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。

(ロ)　当該都市緑化支援機構と地方公共団体との間で、その買い取った対象土地の売買の予約又はその買い取った対象土地の第三者への転売を停止条件とする停止条件付売買契約の締結をし、その旨の仮登記を行うこと。

なお、上記の場合に該当するものとしてこの特例の適用を受ける場合には、当該都市緑化支援機構に買取要請をした府県知事又は指定都市の長の証明書を確定申告書に添付することとされた（措規 17①三の二）。

ロ　適用対象に、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 17 条の２第１項に規定する対象土地が同条第４項の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、上記イ(イ)及び(ロ)の要件を満たす場合に限る。）が加えられた（措法 34②三の三、措令 22 の７③）。

なお、上記の場合に該当するものとしてこの特例の適用を受ける場合には、当該都市緑化支援機構に買取要請をした都道府県知事又は市長の証明書を確定申告書に添付することとされた（措規 17①三の三）。

⑵　適用対象となる「特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合」の範囲の縮小

適用対象から、都市緑地法に定める特別緑地保全地区内の土地等が同法の規定により緑地保全・緑化推進法人に買い取られる場合が除外された（措法 34②三）。

《適用時期》

上記⑴の改正は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）の施行の日（公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用される（改正法附則１十、改正措令附則１六、都市緑地法等の一部を改正する法律附則１）。

上記⑵の改正は、個人の有する措置法第 34 条第１項に規定する土地等が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日以後に買い取られる場合について適用され、個人の有する同項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による（改正法附則 32、都市緑地法等の一部を改正する法律附則１）。

（参考）

○　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）第２条による改正後）（抄）

（土地の買入れ）

第十二条　府県は、特別保存地区内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認めるものについて、当該土地の所有者から第九条第一項の許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を府県において買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、次条第四項の規定による買入れが行われる場合を除き、当該土地を買い入れるものとする。

２　前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

（都市緑化支援機構による特定土地保全業務）

第十三条　府県は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該府県における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構（都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構をいう。以下この条から第十五条までにおいて同じ。）に対し、当該土地（以下この条及び次条において「対象土地」という。）について、次条第一項各号に掲げる業務（以下この条において「特定土地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

２～３　省　略

４　都市緑化支援機構は、土地保全業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れるものとする。

５　前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の府県が、土地保全業務実施協定の内容に従つて負担するものとする。

○　都市緑地法（都市緑地法等の一部を改正する法律（令和６年４月23日現在未成立）第１条による改正後）（抄）

（土地の買入れ）

第十七条　都道府県等は、特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第十四条第一項の許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより当該土地を買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、第三項又は次条第四項の規定による買入れが行われる場合を除き、これを買い入れるものとする。

２　前項の申出があつたときは、都道府県知事にあつては当該土地の買入れを希望する町村を、市長にあつては当該土地の買入れを希望する都道府県を、当該土地の買入れの相手方として定めることができる。

３　前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた都道府県又は町村が、当該土地を買い入れるものとする。

４　省　略

（都市緑化支援機構による特定緑地保全業務）

第十七条の二　都道府県等は、前条第一項の申出があつた場合において、当該申出に係る土地の規模若しくは形状又は管理の状況、当該都道府県等における同項の規定による買入れのために必要な事務の実施体制そ

の他の事情を勘案して必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、都市緑化支援機構に対し、当該土地（以下この条及び第七十条において「対象土地」という。）について、第七十条第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「特定緑地保全業務」という。）を行うことを要請することができる。

２・３　省　略

４　都市緑化支援機構は、業務実施協定の内容に従つて、前条第一項の申出をした者から対象土地を買い入れるものとする。

５　前項の規定による買入れをする場合における対象土地の価額は、時価によるものとし、当該買入れに要した費用は、第二項の都道府県等が、業務実施協定の内容に従つて負担するものとする。

６・７　省　略

４　特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法 34 の２）

○　適用期限の延長

一団の宅地の造成に関する事業に係る土地等の譲渡について、特例の適用期限が令和８年 12 月 31 日まで３年延長された（措法 34 の２②三）。

５　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法 36 の２、36 の５）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年 12 月 31 日まで２年延長された（措法 36 の２①②、36 の５）。

６　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の５）

⑴　適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年 12 月 31 日まで２年延長された（措法 41 の５⑦一）。

⑵　添付書類の改正

取得をした買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書（以下「残高証明書」という。）について次の改正がされた（措規 18 の 25）。

イ　添付対象者の縮小

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けようとする場合は残高証明書を確定申告書に添付する必要があった（旧措規 18 の 25②）ところ、令和４年度税制改正により住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受けようとする場合の、住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等が法定調書化された（措法 41 の２の３）ことを受け、住宅借入金等に係る債権者に適用申請書の提出をした個人については、残高証明書の確定申告書への添付は不要とされた（措規 18 の 25②、⑪）。

ロ　記載事項の見直し

残高証明書の記載事項から、住宅借入金等が措置法令第 26 条の７第 13 項各号に掲げる借入金又は債務のいずれに該当するかの別が除かれた（措規 18 の 25③、⑫）。

《適用時期》

上記⑵の改正は、個人が令和６年１月１日以後に行う譲渡について適用し、個人が同日前に行った譲渡については、なお従前の例による（改正措規附則 11）。

（参考１）

○　租税特別措置法（抄）

（住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書）

第四十一条の二の三　令和五年一月一日以後に居住の用に供する家屋について第四十一条第一項又

は前条第一項の規定の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等（第四十一条第一項に規定する住宅借入金等をいう。以下第三項までにおいて同じ。）に係る債権者（当該住宅借入金等に係る債権者その他の政令で定める者をいう。次項において同じ。）に、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の財務省令で定める事項（次項において「申請事項」という。）を記載した書類（以下この項及び次項において「適用申請書」という。）の提出（当該適用申請書の提出に代えて行う電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）による当該適用申請書に記載すべき事項の提供を含む。）をしなければならない。

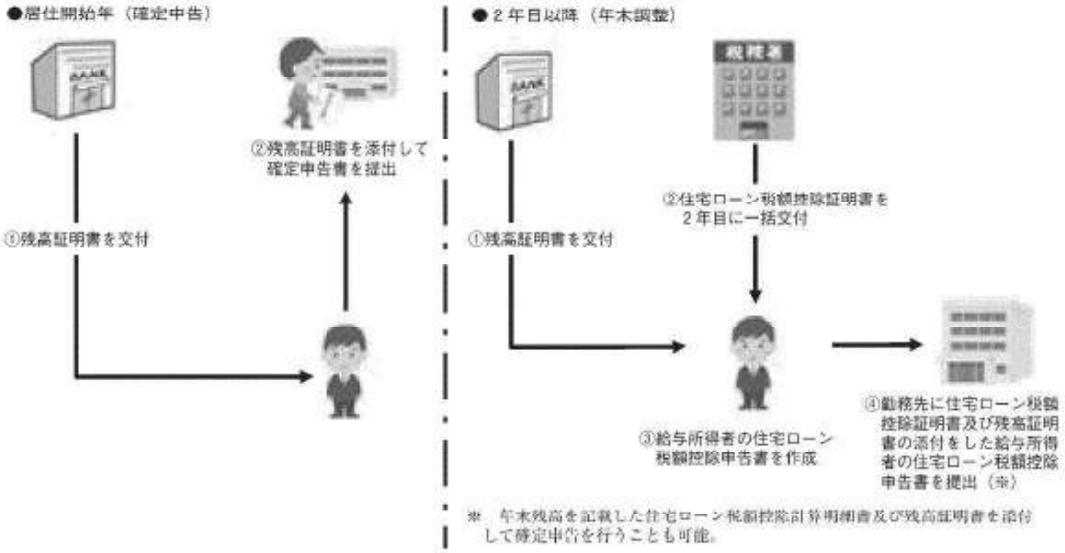
２　適用申請書の前項に規定する提出（以下この項において「適用申請書の提出」という。）を受けた債権者は、その適用申請書の提出を受けた日の属する年以後十年内（前項の個人が同項の家屋を居住の用に供した日の属する年が令和五年であり、かつ、その居住に係る第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）の各年の十月三十一日（その適用申請書の提出を受けた日の属する年にあつては、その翌年一月三十一日）までに、申請事項及び当該適用申請書の提出をした個人のその年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日）における住宅借入金等の金額その他の財務省令で定める事項を記載した調書を作成し、当該債権者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該債権者は、当該適用申請書につき帳簿を備え、当該適用申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

３～７　省　略

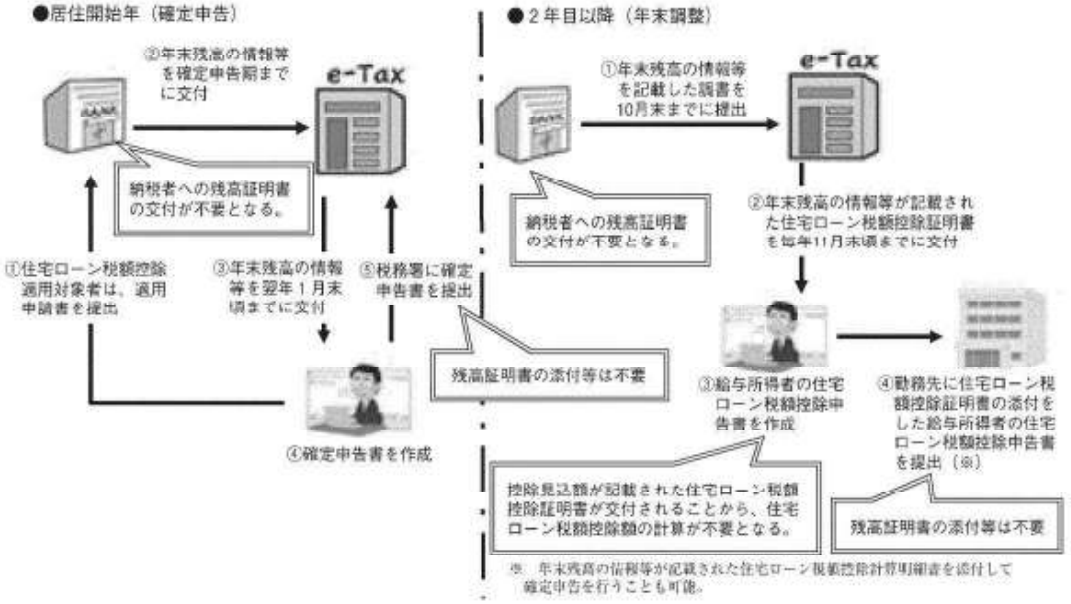
（参考２）

住宅ローン税額控除の適用に係る手続の見直し

【見直し前】
確定申告・年末調整で住宅ローン税額控除の適用を受けるためには、納税者は申告の際、金融機関等から交付された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（以下「残高証明書」という。）を提出又は提示しなければならないこととされている。



【見直し後】
申告利便の向上等の観点から、金融機関等は、毎年、残高証明書を納税者に交付するのではなく、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することとし、税務署はこの情報が記載された住宅ローン税額控除証明書を毎年納税者に交付することとする。これに伴い、納税者による残高証明書の提出又は提示を不要とする。
（注）　上記の見直しは、居住年が令和５年以後である者が、令和６年１月１日以後に確定申告・年末調整で適用を受ける場合について適用。



（出典：財務省ＨＰ「令和４年度　税制改正の解説」139ページ）

7　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法 41 の５の２）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年 12 月 31 日まで２年延長された（措法 41 の５の２⑦一）。

〔震災特例法（譲渡所得）関係〕

1　被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例（震法 11 の４）

新たな公益信託制度の創設(注)に伴い、被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例の適用を受けた個人が、当該換地処分により譲渡した土地等の取得の時期を当該代替住宅等の取得の時期とし、当該換地処分により譲渡した土地等の取得価額及び改良費等の合計額を当該代替住宅等の取得に要した金額として当該代替住宅等に係る譲渡所得の金額を計算することとなる場合に、換地処分により取得した代替住宅等につき公益信託の受託者である個人に対する遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）又は公益信託の受託者である個人に対する贈与（その信託財産とするためのものに限る。）があった場合が追加された（震法 11 の４⑥）。

(注)　新たな公益信託制度については、上記〔**所法関係**〕の(2)参照。

《適用時期》

上記の改正は、公益信託に関する法律の施行の日から適用される（改正法附則１九ト）。

2　特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（旧震法 12）

○　特例の廃止

特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例は、適用期限（令和６年３月 31 日）の到来をもって廃止された（旧震法 12）。

《適用時期》

個人が令和６年４月１日前に行った旧震災特例法第 12 条第１項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による（改正法附則 58）。

《参考》改正法以外の法律の改正等により譲渡所得の特例に影響のあるもの

1　小笠原諸島への帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例（措法31、31の２、31の３、32、所法33）

○　小笠原諸島振興開発特別措置法の期限延長

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の期限の延長に伴い、特例の適用期限が令和11年３月31日まで５年延長された（小笠原諸島振興開発特別措置法41、附則２）。

（参考）

○　小笠原諸島振興開発特別措置法（抄）

（帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例）

第四十一条　国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画（以下「帰島計画」という。）に基づき永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの（以下「帰島者」という。）が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条の三までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）若し

くは同法第三十二条又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　租税特別措置法第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円（長期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除した金額（」とする。

二　租税特別措置法第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額（」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百万円（短期譲渡所得の金額が千五百万円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額）を控除した金額（」とする。

三　省　略

四　所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から千五百万円（当該譲渡益に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額）を控除した金額とする。

2　前項の場合において、帰島者の有する資産の譲渡について同項各号のうち二以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて千五百万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

3　前二項の規定は、帰島者が、その有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に小笠原諸島の地域へ移住する見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。

4～7　省　略

附　則

（この法律の失効）

2　この法律は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち令和十一年度以降に繰り越されるものについては、第七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

2　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等（措法33、33の２、33の４）

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正に伴い、簡易証明制度の対象について次の措置が講じられた（措規14⑤三イ）。

イ　就労移行支援及び就労継続支援の対象者に、通常の事業所に雇用されている障害者であって休職から復帰しようとする等の事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが追加された後も引き続き、就労移行支援又は就労継続支援に関する事業が土地収用法（昭和26年法律第219号）の収用適格事業とされたため、当該就労移行支援又は当該就労継続支援に関する事業に必要な土地等について、引き続き簡易証明制度の対象とされた。

ロ　共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることが法律上明確化されたことから、改正後の共同生活援助に関する事業に必要な土地等について簡易証明制度の対象に加えられた。

《適用時期》

上記の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第104号）の施行の日（令和６年４月１日）から適用される（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則１）。

（参考）

○　土地収用法（抄）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条　土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一～二十二　省　略
二十三　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校
二十四～二十五　省　略

○　社会福祉法（抄）

（定義）

第二条　この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
２　省　略
３　次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。
一～四　省　略
四の二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
五～十三
４　省　略

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

第五条　この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他主務省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び主務省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。
２～12　省　略
13　この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、主務省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。
14　この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。
15・16　省　略
17　この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行うことをいう。
18～28　省　略

○　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（抄）

（法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由）

第六条の七の二　法第五条第十三項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一　通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間を延長しようとする場合
二　休職から復職しようとする場合

（法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由）

第六条の九の二　法第五条第十四項に規定する主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一　通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間を延長しようとする場合
二　休職から復職しようとする場合

（法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助）

第六条の十の八　法第五条第十七項に規定する主務省令で定める援助は、次に掲げる援助とする。
一　居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談
二　住居の確保に係る援助
三　前二号に掲げるもののほか、居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助

〔措置法（山林所得）関係〕

１　新たな公益信託制度の創設に伴う概算経費控除の見直し（措法 30）

新たな公益信託制度の創設(注)に伴い、山林所得の概算経費控除の適用について、遺贈又は贈与により取得した山林は、受遺者又は受贈者が引き続き所有していたものとみなされるが、公益信託の受託者に対する遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）又は公益信託の受託者に対する贈与（その信託財産とするためのものに限る。）により取得した山林は、当該みなし規定の対象外とされた（措法30②五）。

(注)　新たな公益信託制度については、〔所法関係〕の⑵参照。

《適用時期》

上記の改正は、公益信託に関する法律の施行の日から適用される（改正法附則１九へ）。

２　山林所得に係る森林計画特別控除（措法 30 の２）

山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限が令和８年まで２年延長された（措法 30 の２①）。

《参考》改正法以外の法律の改正等により山林所得の特例に影響のあるもの

○　小笠原諸島への帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例（所法32）

○　小笠原諸島振興開発特別措置法の期限延長

小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の期限の延長に伴い、特例の適用期限が５年延長された（小笠原諸島振興開発特別措置法41三、附則２）。

（参考）

○　小笠原諸島振興開発特別措置法（抄）

（帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例）

第四十一条　国の行政機関が作成した旧島民の帰島に関する計画（以下「帰島計画」という。）に基づき永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの（以下「帰島者」という。）が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条の三までの規定の適用を受ける場合を除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十一条（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）若しくは同法第三十二条又は所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一～二　省　略

三　所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から千五百万円（当該残額に相当する金額が千五百万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額）を控除した金額とする。

四　省　略

２～７　省　略

附　則

（この法律の失効）

２　この法律は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち令和十一年度以降に繰り越されるものについては、第七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

第３　租税特別措置法第 40 条関係

１　公益信託関係の改正

⑴　対象となる「公益法人等」の範囲

措置法第 40 条の対象となる「公益法人等」の範囲に、公益信託に関する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）第２条第１項第１号に規定する公益信託（以下この１において「公益信託」という。）の受託者（非居住者又は外国法人に該当するものを除く。）が追加された（措法 40①）。改正後の「公益法人等」の範囲（改正前は下記イのみ）は、次のとおりとなる。

イ　公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第２条第９号の２イに掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業を行う法人（外国法人に該当するものを除く。）（以下この１において「第１号公益法人等」という。）

ロ　公益信託の受託者(注)（非居住者又は外国法人に該当するものを除く。）（以下この１において「公益信託受託者」という。）

(注)　公益信託の認可基準には、公益信託の受託者に係る基準として、「公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」などの基準が設けられることとされている（公益信託法８）。しかし、その属性（個人・法人の別、法人の種別など）に係る基準は特段設けられていないことから、信託銀行のみならず、様々な者（例えば、個人や株式会社等の営利企業など）が公益信託の受託者となることが想定されている。

（参考）

○　公益信託に関する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　公益信託　この法律の定めるところによりする受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。第四条第三項において同じ。）のない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう。

二　省　略

⑵　対象となる「贈与又は遺贈」の範囲

上記⑴の改正に伴い、措置法第 40 条の対象となる「贈与又は遺贈」が、次のとおり改正された（措法 40①）。

イ　所得税法第 67 条の３第８項の規定により公益信託受託者に対して贈与又は遺贈により財産（国外にある土地その他一定のものを除く。）の移転が行われたものとされた場合におけるその贈与又は遺贈を含むこととされた。

ロ　公益信託受託者（第１号公益法人等に該当する者を除く。）に対する贈与又は遺贈である場合には、その公益信託の信託財産とするための贈与又は遺贈に限ることとされた。

⑶　不当減少要件

公益信託受託者が措置法第 40 条の対象となる公益法人等の範囲に含まれたこと（上記⑴参照）に伴い、措置法第 40 条の非課税承認要件の１つである不当減少要件（措令 25 の 17⑤三）を満たすための条件（措令 25 の 17⑥）の見直しが行われた。具体的には、贈与又は遺贈（措置法第 40 条第１項に規定する贈与又は遺贈をいう。以下この第３において同じ。）が、次に掲

げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすときは、措置法令第 25 条の 17 第５項第３号の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるものとされた（措令 25 の 17⑥、措規 18 の 19④⑤）。

なお、改正前から措置法第 40 条の対象となっていた第１号公益法人等に係る要件は、改正前と同様のもの（下記イ）となっている。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる要件の全てを満たす公益法人等に対するものであること。

(ｲ)　その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下この(ｲ)において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（以下この(3)において「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも３分の１以下とする旨の定めがあること。

A　当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

B　当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

C　AまたはBに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

D　当該親族関係を有する役員等及びAからCまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第２条第 15 号に規定する役員（下記(A)において「会社役員」という。）又は使用人である者

(A)　当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

(B)　当該親族関係を有する役員等及びAからCまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第２条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(ﾛ)　その公益法人等に財産の贈与若しくは遺贈をする者、その公益法人等の役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

(ﾊ)　その寄附行為、定款又は規則において、その公益法人等が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

(ﾆ)　その公益法人等につき公益に反する事実がないこと。

(ﾎ)　その公益法人等が当該贈与又は遺贈により株式の取得をした場合には、当該取得により当該公益法人等の有することとなる当該株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の２分の１を超えることとならないこと。

ロ　公益信託の信託財産とするためのものである場合　次に掲げる要件（その公益信託の受託者（その公益信託の受託者が二以上ある場合(注1)には、その公益信託の全ての受託者）が第１号公益法人等（上記イ(ｲ)に掲げる要件を満たすものに限る。）である場合には、下記(ﾛ)に掲げる要件を除く。）の全てを満たす公益信託の信託財産とするためのものであること。

(ｲ)　その公益信託が、その信託行為の定めるところにより適正に運営されるものであるこ

と。

(ﾛ) その公益信託の信託行為において、運営委員会その他これに準ずるもの（当該信託行為において、その公益信託の目的に関し学識経験を有する者から構成される旨の定めがあることその他の公益信託の適正な運営に資するものとして一定の要件(注2)を満たすものに限る。）を置く旨の定めがあること。

(ﾊ) その公益信託の信託財産となるために財産の贈与若しくは遺贈をする者、その公益信託の受託者若しくは公益信託に関する法律第４条第２項第２号に規定する信託管理人（当該受託者又は信託管理人が法人である場合には、その同法第９条第２号に規定する理事等を含む。）又はこれらの者（個人に限る。）の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、報酬の支払その他信託財産の運用及び公益信託の運営に関して特別の利益を与えないこと。

(ﾆ) その公益信託の信託行為において、その公益信託が終了した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

(ﾎ) その公益信託につき公益に反する事実がないこと。

(ﾍ) 当該贈与又は遺贈により株式がその公益信託の信託財産とされた場合には、当該株式を当該信託財産として受け入れたことにより当該公益信託の受託者（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、いずれかの受託者）の有することとなる当該株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の２分の１を超えることとならないこと。

(注) １　通常の信託と同様、公益信託も受託者が二以上ある信託（共同受託）とすることが可能となっている。

２　上記の「一定の要件」とは、次に掲げる要件をいう（措規 18 の 19⑤）。

⑴　上記ロ(ﾛ)の公益信託の信託行為において、上記ロ(ﾛ)に定める運営委員会その他これに準ずるもの（下記⑶において「運営委員会等」という。）は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者、当該公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者その他の者（下記⑵及び⑷において「運営委員等」という。）から構成される旨の定めがあること。

⑵　当該信託行為において、運営委員等のうち親族等の数が当該運営委員等の数のうちに占める割合は、３分の１以下とする旨の定めがあること。

⑶　当該信託行為において、当該公益信託の受託者は、信託財産の処分その他の公益信託事務（公益信託に関する法律第７条第３項第４号に規定する公益信託事務をいう。）の処理に関する重要な事項について、運営委員会等の同意を得なければならない旨の定めがあること。

⑷　運営委員等に対して当該公益信託の信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであることが当該信託行為において明らかであること。

（参考）

○　公益信託に関する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）（抄）

（公益信託の要件）

第四条　省　略

２　公益信託の信託行為においては、公益事務を行うことのみを目的とする旨のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　公益信託の名称（公益信託という文字を用いるものに限る。第七条第二項第一号において同じ。）
二　信託管理人（信託法第四章第四節第一款の信託管理人をいう。以下同じ。）となるべき者を指定する定め
三　帰属権利者（信託法第百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者をいう。第八条第十三号において同じ。）となるべき者（委託者を除く。）を指定する定め
四　その他内閣府令で定める事項
３　省　略

（公益信託認可の申請）
第七条　省　略
２　省　略
３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　公益信託に係る信託行為の内容を証する書面
二　事業計画書及び収支予算書
三　公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を必要とする場合においては、当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類
四　当該公益信託に係る信託事務（以下「公益信託事務」という。）を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする当該公益信託の信託財産に係る財産目録その他の内閣府令で定める書類
五　次条第十一号に規定する支払基準を記載した書類
六　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

（欠格事由）
第九条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する公益信託は、公益信託認可を受けることができない。
一　省　略
二　その受託者（法人である場合にあっては、その業務を行う理事等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び第四号において同じ。））のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
イ～ニ　省　略
三～六　省　略

⑷　非課税承認の取消時における公益法人等に対する課税

イ　公益信託の受託者が二以上ある場合

措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈（以下この１において「特定贈与等」という。）に係る同項後段の承認（以下この１において「非課税承認」という。）につき同条第３項の規定による取消し（下記ロにおいて「３項取消し」という。）があった場合には、当該非課税承認に係る公益法人等を当該贈与又は遺贈を行った個人とみなして、所得税が課されることとされている（措法 40③）。

この場合において、当該公益法人等が公益信託の受託者であって、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この１において「主宰受託者」という。）を当該個人とみなして、所得税が課されることとされ、当該主宰受託者以外の受託者は、当該主宰受託者に課される所得税について連帯納付義務を負うこととされた（措法 40④三）。

ロ　課税年分

非課税承認につき３項取消しがあった場合において、当該非課税承認に係る公益法人等が公益信託の受託者（当該公益信託の受託者が二以上あるときは、主宰受託者。以下この１において同じ。）であるときには、当該公益信託の受託者の当該非課税承認が取り消された日の属する年分 (注)（遺贈の場合には当該遺贈の日の属する年分とし、当該公益信託の受託者が当該非課税承認が取り消された日の属する年以前に解散又は死亡をした場合には当該解散の日（当該解散が合併による解散である場合には、当該合併の日の前日）又は死亡の日の

属する年分とする。）の所得として、所得税が課されることとされた（措令 25 の 17⑯）。

(注)　当該非課税承認が取り消された日までに、非課税承認に係る贈与をした者が死亡していた場合には、死亡の日の属する年分となる（措令 25 の 17⑫）。

⑸　非課税承認の継続適用措置

イ　公益法人等が解散した場合における非課税承認の継続適用措置の拡充

「公益法人等が解散した場合における非課税承認の継続適用措置（措法 40⑦）」の対象に、次の場合が追加された（措法 40⑦、措令 25 の 17㉒）。

・　特定贈与等を受けた公益法人等 (注) が解散（合併による解散及び信託法（平成 18 年法律第 108 号）第 56 条第１項第４号に掲げる事由による解散を除く。）による残余財産の分配又は引渡しにより当該公益法人等に係る措置法第 40 条第３項に規定する財産等（以下この⑸において「財産等」という。）を類似の公益信託に関する法律第２条第１項第２号に規定する公益事務（以下この⑸において「公益事務」という。）をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が公益信託受託者であるものに限る。）の信託財産としようとする場合において、当該解散の日の前日までに一定の書類を納税地の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したとき

(注)　次に掲げる理由により、公益信託受託者はこの継続適用措置の適用対象外となることから、この継続適用措置の適用対象は第１号公益法人等のみとなる。

・　公益信託受託者が個人である場合には、解散という行為が観念されないこと。

・　法人である公益信託受託者が解散（合併による解散を除く。）をした場合には、信託法の規定により受託者の任務の終了事由に該当することから（信託法 56①四）、下記ハの継続適用措置の対象とするために、措置法第 40 条第７項の括弧書きにより当該解散が除外されていること。

（参考）

○　信託法（抄）

（受託者の任務の終了事由）

第五十六条　受託者の任務は、信託の清算が結了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、第二号又は第三号に掲げる事由による場合にあっては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一　受託者である個人の死亡

二　受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。

三　受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。

四　受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。

五　次条の規定による受託者の辞任

六　第五十八条の規定による受託者の解任

七　信託行為において定めた事由

２～７　省　略

○　公益信託に関する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）（抄）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　省　略

二　公益事務　学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいう。

２・３　省　略

ロ　公益社団法人及び公益財団法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税

承認の継続適用措置の拡充

「公益社団法人及び公益財団法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税承認の継続適用措置（措法40⑧）」の対象に、次の場合が追加された（措法40⑧、措令25の17㉓）。

・　措置法第40条第８項に規定する当初法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第５条第20号に規定する定款の定めに従い、その有する同法第30条第２項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を類似の公益事務をその目的とする公益信託（その公益信託の受託者が公益信託受託者であるものに限る。）の信託財産としようとする場合において、当該信託財産とする日の前日までに一定の書類を納税地の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したとき

ハ　受託者の任務の終了等により公益信託の受託者が変更する場合における非課税承認の継続適用措置の創設

特定贈与等を受けた公益信託の受託者（以下このハにおいて「当初受託者」という。）が、次に掲げる事由（当該事由により非課税承認を取り消すことができる場合（一定の場合(注1)に限る。）の当該事由を除く。下記ホにおいて「任務終了事由等」という。）により当該当初受託者に係る財産等を次に掲げる事由の区分に応じそれぞれに定める者（公益信託に関する法律第12条第１項に規定する新受託者（以下このハにおいて「新受託者」という。）の選任若しくは同法第７条第２項各号に掲げる事項の変更につき同法第12条第１項の認可を受け、又は同項ただし書に規定する新受託者の選任につき同法第14条第１項の規定による届出がされた当該公益信託の受託者（公益信託受託者に該当するものに限る。）に該当するものに限る。以下このハにおいて「引継受託者」という。）に移転しようとする場合において、当該認可又は届出の日の前日までに、一定の方法により、当該認可又は届出の日その他の一定の事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該認可又は届出の日以後は、当該引継受託者は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該引継受託者がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、非課税承認を継続適用する措置が創設された（措法40⑪、措令25の17㉘㉙）。

(ｲ)　当該当初受託者の任務の終了(注2)　新受託者

(ﾛ)　当該当初受託者である法人の合併　当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人

(ﾊ)　当該当初受託者である法人の分割　当該分割により受託者としての権利義務を承継する法人

なお、当該引継受託者は、その移転を受けた資産を、原則として、当該認可又は届出の日の翌日から１年を経過する日までの期間内に、その公益目的事業（措置法第40条第１項に規定する公益目的事業をいう。下記ニ及びホにおいて同じ。）の用に直接供しなければならない（措法40⑮により準用する措法40⑤後段）。

(注)１　特定贈与等につき不当減少要件を満たさないこととなったこと（措令25の17⑬二）により非課税承認を取り消すことができる場合をいう（措令25の17㉘）。

２　主な受託者の任務終了事由は、受託者の死亡、受託者の後見開始又は保佐開始、受託者の解散（合併によるものを除く。）である（信託法56①）。

（参考）

○　公益信託に関する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）（抄）

（公益信託認可の申請）

第七条　公益信託の受託者となろうとする者は、前条の認可（以下「公益信託認可」という。）を申請しなければならない。

２　公益信託認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一　公益信託の名称

二　受託者及び信託管理人の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三　公益事務を行う都道府県の区域

四　公益事務の種類及び内容

五　その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項

３　省　略

（公益信託の変更等の認可）

第十二条　公益信託に係る信託の変更（信託法第六章第一節の信託の変更をいう。以下同じ。）又は同法第六十二条第一項（同法第百二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者（同法第六十二条第一項に規定する新受託者をいう。以下この条及び第三十一条において同じ。）若しくは新信託管理人（同法第百二十九条第一項に規定する新信託管理人をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の選任その他の第七条第二項各号に掲げる事項の変更をするときは、当該公益信託の受託者（当該新受託者を含む。）は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない。ただし、同法第百五十条第一項の規定による信託の変更、第三十一条第一項若しくは同法第百七十三条第一項の規定による新受託者の選任、同法第六十二条第四項（同法第百二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任又は内閣府令で定める軽微な信託の変更については、この限りでない。

２　省　略

３　公益信託に係る信託の変更並びに新受託者及び新信託管理人の選任その他の第七条第二項各号に掲げる事項の変更は、第一項ただし書の規定の適用がある場合を除き、同項の認可を受けなければ、その効力を生じない。

４～６　省　略

（公益信託の変更の届出等）

第十四条　公益信託の受託者は、第十二条第一項ただし書に規定する信託の変更又は選任がされた場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

２　省　略

○　信託法（抄）

（受託者の任務の終了事由）【再掲】

第五十六条　受託者の任務は、信託の清算が結了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、第二号又は第三号に掲げる事由による場合にあっては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一　受託者である個人の死亡

二　受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。

三　受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。

四　受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。

五　次条の規定による受託者の辞任

六　第五十八条の規定による受託者の解任

七　信託行為において定めた事由

２　受託者である法人が合併をした場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、受託者の任務を引き継ぐものとする。受託者である法人が分割をした場合における分割により受託者としての権利義務を承継する法人も、同様とする。

３～７　省　略

第三款　新受託者の選任

第六十二条　第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新たな受託者（以下「新受託者」という。）に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれをすることができないときは、委託者及び受益者は、その合意により、新受託者を選任することができる。

２～８　省　略

ニ　公益信託が終了する場合における非課税承認の継続適用措置の創設

特定贈与等を受けた公益信託（以下このニにおいて「当初公益信託」という。）の受託者が、公益信託の終了（注1）（当該公益信託の終了に係る事由により非課税承認を取り消すことができる場合（一定の場合（注2）に限る。）の当該公益信託の終了を除く。）により当初公益信託の受託者に係る財産等を他の公益法人等（第１号公益法人等であって、当該当初公益信託に係る公益信託に関する法律第４条第２項第３号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限る。）に移転し、又は類似の公益事務をその目的とする他の公益信託（その公益信託の受託者が公益信託受託者であって、当該当初公益信託に係る同号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限る。）の信託財産としようとする場合において、当該公益信託の終了の日の前日までに、一定の方法により、当該公益信託の終了の日その他の一定の事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該公益信託の終了の日以後は、当該他の公益法人等又は当該他の公益信託の受託者（以下このニにおいて「帰属権利者」という。）は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該帰属権利者がその移転を受け、又は当該他の公益信託の信託財産として受け入れた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、非課税承認を継続適用する措置が創設された（措法40⑫、措令25の17㉚㉛）。

なお、当該帰属権利者は、その移転を受けた資産を、原則として、当該公益信託の終了の日の翌日から１年を経過する日までの期間内に、その公益目的事業の用に直接供しなければならない（措法40⑮により準用する措法40⑤後段）。

(注) 1　公益信託は、信託法第163条各号に掲げる場合（例えば、信託の目的を達したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったときなど）のほか、公益信託の認可基準のいずれかに適合しなくなったことなどにより公益信託の認可が取り消された場合に終了する（信託法163、公益信託法23①）。

2　特定贈与等につき不当減少要件を満たさないこととなったこと（措令25の17⑬二）により非課税承認を取り消すことができる場合をいう（措令25の17㉚）。

（参考）

○　公益信託に関する法律（令和６年４月23日現在未成立）（抄）

（公益信託の要件）

第四条　省　略

２　公益信託の信託行為においては、公益事務を行うことのみを目的とする旨のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　公益信託の名称（公益信託という文字を用いるものに限る。第七条第二項第一号において同じ。）

二　信託管理人（信託法第四章第四節第一款の信託管理人をいう。以下同じ。）となるべき者を指定する定め

三　帰属権利者（信託法第百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者をいう。第八条第十三号において同じ。）となるべき者（委託者を除く。）を指定する定め

四　その他内閣府令で定める事項

３　省　略

（公益信託の終了事由等）

第二十三条　公益信託は、信託法第百六十三条の規定によるほか、第三十条第一項又は第二項の規定により公益信託認可が取り消された場合に終了する。

２　公益信託においては、信託法第百六十四条の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない。

（公益信託認可の取消し）

第三十条　行政庁は、公益信託が次の各号のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消さなければ

ならない。
一　偽りその他不正の手段により公益信託認可又は第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認可を受けた場合
二　第九条第六号に該当するに至った場合
三　受託者が、正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わない場合
２　行政庁は、公益信託が次の各号のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消すことができる。
一　第八条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなった場合
二　第九条第一号から第五号までのいずれかに該当するに至った場合
三　第十四条第一項、第十五条第一項又は第三節の規定に違反した場合
四　前三号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反した場合
３・４　省　略

○　信託法（抄）
（信託の終了事由）
第百六十三条　信託は、次条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。
一　信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
二　受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態が一年間継続したとき。
三　受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が一年間継続したとき。
四　受託者が第五十二条（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
五　信託の併合がされたとき。
六　第百六十五条又は第百六十六条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
七　信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
八　委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第五十三条第一項、民事再生法第四十九条第一項又は会社更生法第六十一条第一項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四十一条第一項及び第二百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。
九　信託行為において定めた事由が生じたとき。

（残余財産の帰属）
第百八十二条　残余財産は、次に掲げる者に帰属する。
一　省　略
二　信託行為において残余財産の帰属すべき者（以下この節において「帰属権利者」という。）となるべき者として指定された者
２・３　省　略

ホ　上記ハの非課税承認の継続適用措置に係る宥恕規定

上記ハの引継受託者が、上記ハの当初受託者から任務終了事由等により資産の移転を受けた場合（当該当初受託者が当該移転につき上記ハの書類を上記ハの認可又は届出の日の前日までに提出しなかった場合に限る。）において、当該引継受託者が、一定の方法により、当該資産が特定贈与等に係る財産等であることを知った日の翌日から２月を経過した日の前日までに、上記ハの認可又は届出の日その他一定の事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、上記ハにかかわらず、当該認可又は届出の日以後は、当該引継受託者は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該引継受託者がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、非課税承認を継続する措置が創設された（措法 40⑭）。

なお、この場合においても、当該引継受託者は、その移転を受けた資産を、原則として、当該認可又は届出の日の翌日から１年を経過する日までの期間内に、その公益目的事業の用に直接供する必要がある（措法 40⑮により準用する措法 40⑤後段）。

《適用時期》

上記の改正は、原則として(注)、公益信託に関する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）の施行の日（公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行

する（改正法附則１九へ）。

㈱　措置法第 40 条第８項の改正規定（「同条第 17 号」を「同条第 20 号」に改める部分に限る。）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）の施行の日（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する（改正法附則１十六）。

２　公益信託関係以外の改正

○　特定国立大学法人等の範囲の改正

いわゆる承認特例（措令 25 の 17⑦）の適用を受ける場合における非課税承認要件は、次のとおりとなっている。ただし、その適用に係る贈与又は遺贈が特定国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法人のうち法人税法別表第一に掲げる法人をいう。以下この２において同じ。）に対するものである場合には、下記⑵及び⑶の要件のみとなる（措令 25 の 17⑦括弧書き）。

⑴　贈与又は遺贈をした者が当該贈与又は遺贈を受けた法人の役員等及び社員並びにこれらの人の親族等に該当しないこと

⑵　当該贈与又は遺贈を受けた財産について、一定の基金若しくは基本金に組み入れる方法により管理されていること又は不可欠特定財産に係る必要な事項が定款で定められていること

⑶　当該贈与又は遺贈を受けた法人の理事会等において、当該贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び上記⑵の組み入れ又は不可欠特定財産とすることが決定されていること

次に掲げる告示の改正により、国立研究開発法人情報通信研究機構が法人税法別表第一（改正前は法人税法別表第二）に掲げる法人に該当することとされた（令和６年３月財務省告示第 90 号及び第 91 号）。これに伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構が特定国立大学法人等に該当することとなった。

・　法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成 15 年９月財務省告示第 606 号）

・　法人税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件（平成 15 年９月財務省告示第 607 号）

《適用時期》

上記の改正は、令和６年４月１日から適用する（令和６年３月財務省告示第 90 号及び第 91 号）。

第４　登録免許税関係

〔登録免許税法関係〕

１　非課税法人

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）の改正により国立研究開発法人情報通信研究機構の資本金の額等の全部が国の所有に属することとなることに伴い、同機構が登録免許税法別表第三（登録免許税の非課税登記等）掲名法人から同法別表第二（非課税法人）掲名法人に変更された（登法４、５、別表第２、別表第３の十九の二、令和６年財務省告示第 92 号）。

２　非課税登記等

⑴　職権登記等の非課税

医師等の国家資格については、本籍地等の登録事項の変更の登録に登録免許税を課税しているところ（登法別表１の三十二）、令和６年度中に運用開始が予定されている「国家資格等情報連携・活用システム」を活用することにより、資格管理者が職権で登録事項を変更することができることとなることから、職権による登録事項の変更登録について、登記機関が職権に基づいてする登録の非課税措置を適用することとされた（登法５二、登令２）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年４月１日から適用される（改正登令附則）。

⑵　脱炭素成長型経済構造移行推進機構

脱炭素成長型経済構造移行推進機構が自己のために受ける事務所用建物の所有権の取得登記及び当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記については、登録免許税を課さないこととされた（登法別表第３の十六）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年４月１日から適用される（改正法附則１本文）。

〔措置法（登録免許税）関係〕

１　特例の創設

⑴　認定特別事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減（措法 80②）

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に規定する特別事業再編を実施する認定特別事業再編事業者が次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が認定特別事業再編計画に係る認定（新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和６年４月 23 日現在未成立）の施行の日から令和９年３月 31 日までの間にされたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する措置が講じられた（措法 80②）。

登記の種類		本則	軽減税率
合併による資本金の額の増加の登記		1.5/1,000 （資本金の額を超える部分は７/1,000）	１/1,000 （資本金の額を超える部分(注)は1.5/1,000）
分割による資本金の額の増加の登記		７/1,000	３/1,000(注)
法人の設立等	不動産の所有権の移転登記	20/1,000	12/1,000
	船舶の所有権の移転登記	28/1,000	18/1,000
合併による	不動産の所有権の移転登記	４/1,000	１/1,000
	船舶の所有権の移転登記	４/1,000	２/1,000
分割による	不動産の所有権の移転登記	20/1,000	１/1,000
	船舶の所有権の移転登記	28/1,000	18/1,000

(注)　一定の方法により計算した増加した資本金の額のうち、3,000 億円を超える部分を除く。

《適用時期》

上記の改正は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用される（改正法附則１十三）。

⑵　認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減（措法80の３）

次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年４月23日現在未成立）に規定する認定開発供給実施計画の認定（同法の施行の日から令和９年３月31日までの間にされたものに限る。）に係るものであるときは、当該認定の日から１年以内に登記を受けるものに限り、当該登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する措置が講じられた（措法80の３）。

登記の種類	本則	軽減税率
株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	７/1,000	3.5/1,000(注)
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	1.5/1,000 （資本金の額を超える部分は７/1,000）	１/1,000 （資本金の額を超える部分(注)は3.5/1,000）
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	７/1,000	５/1,000(注)
法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記	20/1,000	16/1,000
合併による不動産の所有権の移転登記	４/1,000	２/1,000
分割による不動産の所有権の移転登記	20/1,000	４/1,000

(注)　一定の方法により計算した増加した資本金の額のうち、3,000 億円を超える部分を除く。

《適用時期》

上記の改正は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の施行の日（公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用される（改正法附則１十四）。

⑶　都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税（措法82の２）

都市緑化支援機構（公益社団法人又は公益財団法人であるものに限る。）が、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和６年４月23日現在未成立）の施行の日から令和８年３月31日までの間に都市緑地法（昭和48年法律第72号）又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第１号）の規定による都道府県等の要請に基づき土地の所有権の取得をした場合には、当該取得後１年以内に登記を受けるものに限り、当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置が講じられた（措法82の２）。

登　記　の　種　類	本　　則	特例措置
所有権の移転登記	20/1,000	免税

《適用時期》

上記の改正は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日）から適用される（改正法附則１十）。

⑷　認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減（措法 83 の４）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に規定する鉄道事業者が、同法に規定する認定鉄道事業再構築実施計画（令和６年４月１日から令和９年３月 31 日までの間に認定を受けたものに限る。）に基づき取得する不動産の所有権等の移転登記に対する登録免許税の税率は、当該認定の日から１年以内に登記を受けるものに限り、次のとおり軽減する措置が講じられた（措法 83 の４）。

登　記　の　種　類	本　　則	軽減税率
所　有　権　の　移　転　登　記	20/1,000	10/1,000
地上権又は賃借権の移転登記	10/1,000	５/1,000

《適用時期》

上記の改正は、令和６年４月１日から適用される（改正法附則１本文）。

２　特例の延長等

⑴　住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減（措法 72 の２）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和９年３月 31 日まで３年延長された（措法 72 の２）。

（参考）

登　記　の　種　類	本　　則	軽減税率
所有権の保存登記	４/1,000	1.5/1,000

⑵　住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（措法 73）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和９年３月 31 日まで３年延長された（措法 73）。

（参考）

登　記　の　種　類	本　　則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	３/1,000

⑶　特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減（措法 74）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和９年３月 31 日まで３年延長された（措法 74）。

（参考）

登　記　の　種　類		本　　則	一般住宅（注）	軽減税率
所有権の保存登記		４/1,000	1.5/1,000	１/1,000
所有権の移転登記	戸　建　て	20/1,000	３/1,000	２/1,000
	戸建て以外			１/1,000

（注）　「一般住宅」欄は、住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減（措法72の２）又は住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（措法73）を適用した場合の登録免許税の税率を参考として掲載している。以下⑷及び⑸において同じ。

⑷　認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減（措法 74 の２）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和９年３月 31 日まで３年延長された（措法 74 の２）。

（参考）

登　記　の　種　類	本　　則	一般住宅	軽減税率
所有権の保存登記	４/1,000	1.5/1,000	１/1,000
所有権の移転登記	20/1,000	３/1,000	

⑸　特定増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（措法 74 の３）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和９年３月 31 日まで３年延長された（措法 74 の３）。

（参考）

登　記　の　種　類	本　　則	一般住宅	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	３/1,000	１/1,000

⑹　住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減（措法 75）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和９年３月 31 日まで３年延長された（措法 75）。

（参考）

登　記　の　種　類	本　　則	軽減税率
抵当権の設定登記	４/1,000	１/1,000

⑺　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税（措法 76）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年３月 31 日まで２年延長された（措法 76）。

（参考）

登記の種類		本則	特例措置
マンション建替事業の施行者等が受けるもの	権利変換手続開始の登記	4/1,000	免税
	旧マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得の登記	20/1,000	免税
	権利変換後の土地に関する権利について必要な登記	20/1,000等	免税
マンション敷地売却組合が受けるもの	分配金取得手続開始の登記	4/1,000	免税
	マンションの区分所有権又は敷地利用権の取得の登記	20/1,000	免税
	権利消滅期日後の売却マンション及びその敷地に関する権利について必要な登記	20/1,000等	免税
マンション敷地分割組合等が受けるもの	敷地権利変換手続開始の登記	4/1,000	免税
	敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記	20/1,000等	免税

⑻　農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（措法 77 の２）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年３月 31 日まで２年延長された（措法 77 の２）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000

⑼　認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減（措法 80①）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和９年３月 31 日まで３年延長された（措法 80①）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	3.5/1,000 (注)
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	1.5/1,000（資本金の額を超える部分は7/1,000）	1/1,000（資本金の額を超える部分(注)は3.5/1,000）
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	5/1,000 (注)

登記の種類		本則	軽減税率
法人の設立等	不動産の所有権の移転登記	20/1,000	16/1,000
	船舶の所有権の移転登記	28/1,000	23/1,000
合併による	不動産の所有権の移転登記	4/1,000	2/1,000
	船舶の所有権の移転登記	4/1,000	3/1,000
分割による	不動産の所有権の移転登記	20/1,000	4/1,000
	船舶の所有権の移転登記	28/1,000	23/1,000

(注) 一定の方法により計算した増加した資本金の額のうち、3,000億円を超える部分を除く。

⑽ 特定創業支援等事業による支援を受けて行う会社の設立の登記の税率の軽減（措法 80③、旧措法 80②）

イ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和９年３月 31 日まで３年延長された（措法 80③）。

ロ 適用対象の縮減

適用対象となる登記の範囲から合名会社及び合資会社の設立登記が除外された。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
株式会社の設立登記	7/1,000 （最低税額15万円）	3.5/1,000 （最低税額７万５千円）
合同会社の設立登記	7/1,000 （最低税額６万円）	3.5/1,000 （最低税額３万円）

《適用時期》

上記ロの改正は、令和６年４月１日から適用される（改正法附則１本文）。

⑾ 経営強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減（措法 80 の２）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年３月 31 日まで２年延長された（措法 80 の２）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	3.5/1,000
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	1.5/1,000 （資本金の額を超える部分は7/1,000）	1/1,000 （資本金の額を超える部分は3.5/1,000）
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	5/1,000
合併による不動産の所有権の移転登記	4/1,000	2/1,000
分割による不動産の所有権の移転登記	20/1,000	4/1,000
法人の設立等の場合の抵当権の移転登記	2/1,000	1.5/1,000
合併による抵当権の移転登記	1/1,000	0.5/1,000

登　記　の　種　類	本　　則	軽減税率
分割による抵当権の移転登記	2/1,000	1/1,000

⑿　特定国際船舶等の所有権の保存登記等の税率の軽減（措法 82）

イ　適用期限の延長

特例の適用期限が令和９年３月 31 日まで３年延長された（措法 82①）。

ロ　適用対象の縮小と軽減税率の引き下げ

適用対象となる国際船舶の類型の見直しが行われ、建造した船舶を海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）に規定する認定特定船舶導入計画に基づき建造した特定船舶に限定した上、当該特定船舶に係る次に掲げる登記に対する登録免許税の税率が次のとおり引き下げられた（措法 82①②③）。

登　記　の　種　類		本　　則	軽減税率 （改正前）
建造した船舶	所有権の保存登記	4/1,000	2/1,000 （3.5/1,000）
	抵当権の設定登記	4/1,000	2/1,000 （3.5/1,000）
取得した船舶	所有権の保存登記	4/1,000	3.5/1,000 （改正なし）
	抵当権の設定登記	4/1,000	3.5/1,000 （改正なし）

《適用時期》

上記ロの改正は、令和６年４月１日から適用される（改正法附則１本文）。

⒀　特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記の免税（措法 84 の２の２）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年３月 31 日まで２年延長された（措法 84 の２の２）。

（参考）

登　記　の　種　類	本　　則	特例措置
所有権の移転登記	20/1,000	免税

３　特例の廃止

⑴　認定経営力向上計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（旧措法80③）

認定経営力向上計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置は、適用期限（令和６年３月 31 日）の到来をもって廃止された（旧措法 80③）。

（参考）

登 記 の 種 類	本　　則	軽減税率
事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の移転登記	20/1,000	16/1,000
合併による不動産の所有権の移転登記	4/1,000	2/1,000
分割による不動産の所有権の移転登記	20/1,000	4/1,000

《適用時期》

令和６年３月31日以前にされた旧措置法第80条第３項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による（改正法附則55①）。

⑵　認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減（旧措法80④）

認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置は、令和６年３月 31 日をもって廃止された（旧措法 80④）。

（参考）

登 記 の 種 類	本　　則	軽減税率
株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	3.5/1,000 (注)
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	1.5/1,000（資本金の額を超える部分は7/1,000）	1/1,000（資本金の額を超える部分 (注) は3.5/1,000）
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	5/1,000 (注)
法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転の登記	20/1,000	16/1,000
合併による不動産の所有権の移転登記等	4/1,000	2/1,000
分割による不動産の所有権の移転登記等	20/1,000	4/1,000

(注)　増加した資本金の額のうち、3,000億円を超える部分を除く。

《適用時期》

令和６年３月31日以前にされた旧措置法第80条第４項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による（改正法附則55②）。

⑶　認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減（旧措法 81）

認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置は、適用期限（令和６年３月 31 日）の到来をもって廃止された（旧措法 81）。

（参考）

登　記　の　種　類	本　　則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	13/1,000
所有権の保存登記	４/1,000	２/1,000

《適用時期》

令和６年３月31日以前にされた旧措置法第81条第１項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が受けた同項の認定に係る同項の不動産の所有権の移転の登記又は同条第２項の建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による（改正法附則55③）。

⑷　低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減（旧措法 83 の２）

低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減措置は、適用期限（令和６年３月 31 日）の到来をもって廃止された（旧措法 83 の２）。

（参考）

登　記　の　種　類	本　　則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000
地上権又は賃借権の設定又は移転の登記	10/1,000	５/1,000

⑸　特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税（旧措法 83 の４）

特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税措置は、適用期限（令和６年３月 31 日）の到来をもって廃止された（旧措法 83 の４）。

〔震災特例法（登録免許税）関係〕

○　特例の延長

○　経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減（震法 41 の２）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年３月 31 日まで２年延長された（震法 41 の２）。

（参考）

登　記　の　種　類	本　　則	軽減税率
株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	７/1,000	1.5/1,000
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	1.5/1,000 （資本金の額を超える部分は７/1,000）	１/1,000 （資本金の額を超える部分は1.5/1,000）
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	７/1,000	1.5/1,000

登　記　の　種　類	本　　則	軽減税率
合併による不動産の所有権の移転登記	4/1,000	1/1,000
法人の設立等の場合の抵当権の移転登記	2/1,000	1/1,000
合　併　に　よ　る　抵　当　権　の　移　転　登　記	1/1,000	0.5/1,000

第５　その他

○　重加算税（通法68）

○　隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正の請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正の請求書を提出していた場合が加えられた（通法68①②）。

(注)　偽りその他不正の行為により国税を免れた場合等に、延滞税の計算期間から一定の期間を控除する特例が不適用となる措置について、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正の請求書を提出していた一定の場合が対象となることを明確化する運用上の対応を行うことが予定されている（延滞税通達）。

《適用時期》

上記の改正は、令和７年１月１日以後に法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、国税通則法第61条第１項第２号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この《適用時期》において同じ。）が到来する国税について適用され、同年１月１日前に法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による（改正法附則19）。